

平成 26 年 第 4 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 83 号

平成 26 年第 4 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 11 月 25 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 26 年 12 月 8 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 26 年第 4 回まんのう町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 26 年 12 月 8 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 16 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 本屋敷 崇	8 番 白 川 年 男
9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
11 番 藤 田 昌 大	12 番 松 下 一 美
13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
15 番 川 原 茂 行	16 番 関 洋 三

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

11 番 藤 田 昌 大	12 番 松 下 一 美
--------------	--------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進 議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	高 橋 守

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年度第4回12月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

町にクリスマスソングが流れ、師走の声を聞くと、何やら慌ただしいきょうこのごろでございますが、1年のたつのは早いもので、ことしもあと一月足らずとなりました。

今回、上程させていただいておりますのは、認定10件、議案19件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案19件を受理いたしました。

次に、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく諮問案1件を受理いたしました。

次に、予算決算特別委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成26年8月28日、平成26年中讃広域行政事務組合議会8月定例会が開催され、認定第1号 平成25年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定ほか5件の審議がされております。

平成26年9月30日、平成26年第2回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、認定第1号 平成25年度仲多度南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定についての審議

がされております。

次に研修関係ですが、平成２６年１０月２７日から２９日、建設経済常任委員会研修で長野県松本市「耕作放棄地解消の取り組み」、長野県小布施町「町並み景観の取り組み」、富山県富山市「コンパクトシティーを見越した中心地のにぎわい創出について」の研修を行いました。

平成２６年１０月２９日から３１日、教育民生常任委員会研修で岐阜県可児市「ボランティア活動に応じた地域通貨券」、島根県松江市「学校図書館の活用等について」の研修を行いました。

平成２６年１２月２日、香川県自治会館において、平成２６年度香川県町議会議員研修会が開催され、町村議会を取り巻く諸情勢について、全国町村議会議長会調査部長、三宅達也さん、安全な食品の選び方について、食生活ジャーナリストの会代表、佐藤達也先生より講演がありました。

次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成２６年７月分、８月分、９月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査の報告が参っております。

以上で、議会報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第１ 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第１、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 議会運営委員会の１２月定例会運営に関する報告を申し上げます。

１２月４日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、１２月定例会運営について慎重に審議しました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第１号について、御説明を申し上げます。

日程第１ 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第３ 会期の決定 本日より１２月１９日の１２日間といたします。

日程第４ 町政報告

日程第５ 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第６ 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第７ 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第８ ＰＦＩ事件対策特別委員会の委員長報告 ＰＦＩ事件対策特別委員長

日程第 9 予算決算特別委員会の委員長報告 予算決算特別委員長

日程第 10 政策充実特別委員会の委員長報告 政策充実特別委員長

日程第 11 認定第 1 号 平成 25 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
(9 月議会提出 継続案件)

日程第 12 認定第 2 号 平成 25 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 13 認定第 3 号 平成 25 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 14 認定第 4 号 平成 25 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 15 認定第 5 号 平成 25 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定に
ついて (9 月議会提出 継続案件)

日程第 16 認定第 6 号 平成 25 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定
について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 17 認定第 7 号 平成 25 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定に
ついて (9 月議会提出 継続案件)

日程第 18 認定第 8 号 平成 25 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算
認定について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 19 認定第 9 号 平成 25 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳
出決算認定について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 20 認定第 10 号 平成 25 年度まんのう町水道事業会計決算認定について
(9 月議会提出 継続案件)

認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 案件は一括採決とさせていただきます。

日程第 21 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 26 年度まんの
う町一般会計補正予算 (第 3 号) 即決をお願いします。

日程第 22 議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について
総務常任委員会付託

日程第 23 議案第 3 号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につ
いて 総務常任委員会付託

日程第 24 議案第 4 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 25 議案第 5 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について 教育民生
常任委員会付託

日程第 26 議案第 6 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について 議会運営委員会付託

日程第 27 議案第 7 号 まんのう町認定こども園条例の制定について 教育民生常任

委員会付託

日程第 28 議案第 8 号 まんのう町保育所条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第 29 議案第 9 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について 即決でお願いします。

日程第 30 議案第 10 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について 即決でお願いします。

日程第 31 議案第 11 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について 即決でお願いします。

日程第 32 議案第 12 号 平成 26 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 4 号 予算決算特別委員会付託

日程第 33 議案第 13 号 平成 26 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号 予算決算特別委員会付託

日程第 34 議案第 14 号 平成 26 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号 予算決算特別委員会付託

日程第 35 議案第 15 号 平成 26 年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第 2 号 予算決算特別委員会付託

日程第 36 議案第 16 号 平成 26 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第 1 号 予算決算特別委員会付託

日程第 37 議案第 17 号 平成 26 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号 予算決算特別委員会付託

日程第 38 議案第 18 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 1 号 予算決算特別委員会付託

日程第 39 議案第 19 号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 1 号 予算決算特別委員会付託

日程第 40 選挙第 1 号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙について

日程第 41 選挙第 2 号 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙について

日程第 42 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決でお願いします。

日程第 43 発議第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書（案） 教育民生常任委員会付託

日程第 44 発議第 2 号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書（案） 建設経済常任委員会付託

日程第 45 発議第 3 号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案） 建設経済常任委員会付託

一般質問は 12 月 9 日、10 日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午後０時４５分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

○関洋三議長 大西豊君。

○大西豊議員 議論があつたかないかだけお聞きいたします。地域住民から出された請願書が出ていると思うんですけど、そういうものは議題に上がったのかどうかお伺いします。

○関洋三議長 答弁、議会運営委員長。

○白川正樹議会運営委員長 上がっていません。

○関洋三議長 ほかにございませんか。

再質問、１４番、大西豊君。

○大西豊議員 恐らく署名活動されておったんが出とると思いますので、また書類が出てきているようであれば、議論をしていただきたいと思います。

○関洋三議長 答弁、議会運営委員長。

○白川正樹議会運営委員長 今のところは出ていませんので、出たらまたそのようにいたします。

○関洋三議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１１番、藤田昌大君、１２番、松下一美君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○関洋三議長 日程第３、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月１９日までの１２日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１２日間と決しました。

日程第４ 町政報告

○関洋三議長 日程第４、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 町政報告をさせていただくに先立って、国の根幹たる国政が大きく動くとしていくにつきまして一言触れさせていただきます。

経済再生と財政再建を両立させようというアベノミクスにより、その目玉である異次元の金融緩和を背景に、大幅な円安、株高となっております。

大手企業を中心に業績は堅調に推移したことで、雇用をふやし、ボーナスアップも実現しました。しかしながら、地方や中小零細企業においては、いまだに景気回復を感じる事ができずにいるのが現実であるだけでなく、増税と円安による物価上昇は家計に負担をかけ、消費は伸び悩んでおります。

このような中で、国内総生産（ＧＤＰ）は民間予測に反して２期連続のマイナス成長であったことから、衝撃をもって受けとめられ、１０％への消費税増税の先送りについて、国民に信を問うとして衆議院解散、そして選挙がこの１４日に執行されます。

アベノミクスは、今、正念場を迎えておるところであります。私たち地方自治体を預かるものとしたしましては、新たな景気回復に向けての産みの苦しみであってほしいと願うところであると同時に、さらなる堅実な基礎自治体運営に努めなければならないと肝に銘じているところであります。議員各位におかれましても、お力添えをお願い申し上げるところであります。

それでは、９月定例議会で報告いたしました以降の主な町政報告を申し上げます。

まず、教育民生関係について御報告いたします。

敬老会につきましましては、各地区での自主運営開催が３年目となり、ことしも所によっては地域住民による心のこもった接待と催しを計画されていたところであります。

総括といたしましては微増傾向となっておりますが、地区特性の違いが顕著にあらわれる結果となったように感じております。

今後は、当初より予定していました見直し検討に入ることとなりますが、できれば今後も継続していただき、地域の団結と結束力強化の一因となっただき、さらには共助の精神を育むことにつながれば幸いと考えております。

お世話をされる世話人の皆様には大変御苦勞をおかけするところではございますが、隣人関係が希薄となってきた現代において、田舎のよさであるコミュニティーの醸成を図る上にも、お力添えをいただきたいと思いますと思っております。

次に、高齢化と人口減少が進んでも維持できる医療や介護制度を目指し、本町では平成２７年度からの高齢者福祉計画及び第６期介護保険事業計画の策定を行っております。

本計画の計画期間は平成２７年度から平成２９年度ですが、団塊の世代が７５歳以上となる平成３７年を見据えての中長期的な視点に立った計画とするものでございます。

次に、ことしもインフルエンザの予防接種及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業をこの１０月１日から開始いたしました。対象者は６５歳以上の高齢者等で、周知は広報、行政

放送を活用してお知らせをしております。

個人負担は1,000円のみとなっておりますので、多くの対象者に御利用いただき、早期の風邪予防に努めていただければと考えております。

次に、本年度から定住促進の重点施策として実施いたしております子育て支援では、子育ての悩み、不安の解消を図ることを主眼として、本年4月から子育て支援ボランティア事業、別名つどいのひろばひまわりをスタートしており、多いときには30人近くの乳幼児と保護者が御利用されておるところでございます。あわせてさらなるスタッフの充実を図ることを目的として子育て支援ボランティア養成講座を開催したことで、新たに10名が登録され、合計で33名の支援スタッフが皆さんの御利用をお待ち申し上げております。

また、この10月から子育て支援の第2弾として、御家庭に直接訪問して子育て支援を行うホームヘルパー事業を立ち上げました。養成講座には資格要件がある中、7名が新規登録者となりましたので、若い保護者の皆様には、これら子育て支援事業をうまく活用されることを望みます。

次に、仲南地区の皆様が心待ちにしています幼稚園の統合並びに保育所との一元化についてでございます。

現在、開園に向けて鋭意建設工事が進んでおるところであります。先般にも御説明申し上げましたように、請負事業者より鉄骨資材の一部が計画工期内に納入できないことが報告されたことから、4月開園が事実上おくれることが判明したところでございます。

私といたしましても、厳正な条件を付して落札事業者を決定したことから、事業者の責に帰すべき事由による工事遅延に伴う履行遅滞の場合は、損害金等の請求を検討する必要があると考えておりますが、まずは一日も早い竣工となるよう現場協議を進めているところでございます。

次に、大川山山頂のまんのう天文台がオープンして一夏を経過した状況を御報告いたします。

マスコミ等を活用した広報活動により、町内だけでなく県下の天体ファンから多くの申し込みや問い合わせをいただき、展示室来場者も含めると900名弱の来館者を数えるに至りました。

ただ、肝心の8月は雨が多かったことから、星空を臨むことが少なく、申し込みキャンセルも多かったのは残念ではありましたが、思った以上の関心の高さに少し驚いておるところでもあります。

次に、満濃中学校等複合施設についてでございます。

この施設につきましては、県等の調査結果を踏まえ、構造上は安全であるということが確認されましたので、9月に住民説明会を開催し、安全宣言をしたところでございます。

また、町立図書館利用状況でございます。

堅実な利用人数の伸びを示しており、このままいけば年度末には8万5,000人を超えての利用をいただけるのではないかと考えております。そして二、三年内には予定図書

の冊数確保やさまざまな企画展開催により、10万人を目指してまいる所存であります。

また、他の施設においても軒並み利用拡大しておることから、町民の皆さんが待ち望んでいた、親しまれ、愛される教育文化の中核施設になったことを強く感じておるところであります。

次に、経済関係でございます。

10月25日にかりん祭りの前夜祭として、第22回太鼓台かきくらべが土器川祓川運動公園で催されました。今回は、夏のまんのうフェスティバルが台風の影響で中止となったことから、花火大会を当該イベントとの共同開催することとなりました。勇ましく華麗な太鼓台の競演とともに夜空に大輪の花火が打ち上がり、かきくらべに花を添えたところであり、花火効果も手伝って、昨年と比べ倍以上の3,000人を超えての見物人をお迎えすることができました。

また、翌日の26日には第29回かりん祭りが国営讃岐まんのう公園ドラ夢ドームで開催され、快晴の中、昨年と同等の約9,000人を超えての来場者で終日にぎわったところでございます。

次に、商工振興では、ことし2度目のプレミアム商品券の予約受け付けを11月11日に実施いたしました。前回いただきました多くの御意見を参考といたしまして、金額は7,000万円を売り出しましたが、住民の関心は非常に高く、町内商工事業者の活性化に高く寄与しているものと考えております。

また、町が支援しながら商工会が事業主体となって実施しております高齢者等買物支援事業では、仲南地区の商店主が仲南・琴南両地区で軽車両を活用しての移動出前販売を実施されており、地元の商店が消滅していく中で大変喜ばれておりますことから、御苦労も多いとは思いますが、今後とも継続されることを切に願うところでございます。

地域振興では、本町の観光協会でありますまんのうツーリズム協会主催による月見の会が、9月6日、国営讃岐まんのう公園ドラ夢ドームで開催されました。

月見の会といいつつ、昨年に引き続いてことしも天候に恵まれず、大雨の中でのイベント開催となりましたが、ドーム会場では多彩な余興が開催され、秋のひとつきを多くの来場者が楽しんでおられました。

次に、鳥獣被害防止対策事業では、10器のイノシシ捕獲用箱わなを購入し、捕獲者に貸し出しを行ったところでありますが、山間部ではイノシシだけでなく、猿、鹿などの被害も多く寄せられてきていることから、今後の対応をどうするかが喫緊の課題となっております。

次に、南海トラフを起因とした巨大地震の発生率が30年以内に70%と言われておる中で、町民の皆様の関心が高いため池のハザードマップにつきましては、満濃池を含む10万トン以上を、昨年、関係自治会に公表いたしましたので、この9月からは10万トン未満5,000トン以上を対象に38カ所のハザードマップ作成を発注いたしました。成果が提出され次第に、関係自治会にお伺いして御説明をさせていただきたいと考えており

ます。

最悪の条件の中での被害想定ではありますが、少しでも避難経路の検討材料になればと考えており、自治会等を開催されるときに御活用いただければ幸いです。そしてともに助け、ともに支え合う自主防災組織の検討もお願いしていくところでございます。

総務関係でございます。

町内の交通死亡事故発生状況として、昨年は3名の方が亡くなられたところでございますが、現在のところ、町内では2名の犠牲者で踏みとどまっていることから、何かと慌ただしくなる年末までの一月足らずを、何とか交通死亡事故ゼロで頑張っている所存でありますので、交通安全担当課に積極的な青パト運行も含めて啓発強化を指示したところでございます。

次に、東日本大震災の関係から大幅な見直しが図られていました本町の地域防災計画につきましては、香川県及び高松気象台での確認が完了したことから、先月の11月13日にまんのう町地域防災会議を招集し、各関係団体からの御意見を反映した地域防災計画の策定に着手したことをお伝えいたします。

今後は、校正を繰り返しながら資料編の整理を行い、本年度中には改訂版の発行を行うものでございます。

以上で、9月定例会で御報告申し上げた以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、お手元に各課からの町政報告書を御配付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

○関洋三議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る10月7日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、琴南支所長の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の中で、まんのう町立歯科診療所のあり方について、歯科診療所あり方検討委員会より、先日、答申があり、主な内容は、公設民営化と2カ所を1カ所にするという二つであった。それを受け、町としては27年4月より公設民営化を考えている。佐野医師の処遇については、本人の意向もあり、次年度からは一般職となるとの報告がありました。

また、琴南支所長より、検討委員会の答申に従い、10月1日より町ホームページ上で

歯科医師の募集を行っている。条件は、契約は1年、当初は2カ所での運営、保険活動事業費として200万円を上限に支払うというものであり、応募があれば選定委員会にて決定するとの説明がありました。

委員より、佐野医師は技術がある。ほかに就職先を紹介してはとの意見があり、執行部より、仲多度歯科医師会には相談した。本人は一般職で残りたいとのことであるとの答弁がありました。

委員より、応募がなかったときはどうするとの質疑があり、執行部より、閉鎖はできない。そのときは条件等を再度検討する。マスコミ等でも募集するとの答弁がありました。

次に、学校教育課長より、仲南幼保施設電気設備工事についての説明があり、当初8月12日に公告したが応募なし、再度条件緩和して行い、9月30日入札により浅海電機株式会社が落札したとの報告がありました。

委員より、満中ようになってはいけない。対策はとの質疑があり、執行部より、町で技術者を嘱託職員として雇い、現場管理をお願いするとの答弁がありました。

委員より、本体工事約5億5,000万円、電気設備工事約1億円、増額して予算総額約7億円であり、あと残り5,000万円ほどだが、外構、プール等全て予算内でいけるのかとの質疑があり、執行部より、その予定であり、あとの工事は地元業者にと考えているとの答弁がありました。

引き続き、学校教育課長より、仲南幼保施設のカリキュラム、名称は仲南こども園、幼保連携型である等々の説明がありました。

委員より、カリキュラムの基本的な考え方はとの質疑があり、執行部より、先生は全員保育教諭となる。全体で保育と幼児教育を行っていくとの答弁がありました。

委員より、給食についての質疑があり、執行部より、ゼロ歳から2歳は施設内でつくり、3歳から5歳は給食センターより運ぶとの答弁がありました。

委員より、カリキュラムの中に防災についてはないのかとの質疑があり、執行部より、きょうの資料からは外しているとの答弁がありました。

また、委員より、園長他先生についての考えはとの質疑があり、執行部より、ゼロ歳から5歳の保育教育がわかる人で、園長、副園長で配慮する。先生には研修等を通じて両方の資格をとってもらう。また、将来的には町内全ての幼稚園・保育所をこども園とし、先生も保育教諭とするとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、正午に委員会を閉じました。

去る10月20日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、仲南支所長の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の後、総務課長より、建築技師を選任した旨の報告があり、正式には11月10日からだが、本日の現地視察に同行していただくということでありました。

次に、学校教育課長より、仲南幼保施設カリキュラム作成経過、建設工事がおくれること、工事現場のイエロー、レッドゾーンのそれぞれ説明、報告がありました。

委員より、仲南幼保施設の建設工事のおくれについて、十分に説明してほしいとの意見があり、執行部より、詳しくは、あす、合田工務店より議会のほうに来て全員協議会の中で説明していただくとのことでありました。

次に、高篠小学校増築工事、仲南幼保施設建設工事の現地視察を行いました。

現地視察の後、委員より、高篠小学校増築工事について、教室内への騒音は問題ないのかとの質疑があり、執行部より、問題はないとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前１１時３０分に委員会を閉じました。

去る１１月５日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員５人全員出席し、執行部より、町長、教育長、総務課長、社会教育課長、琴南支所長の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の後、琴南支所長より、まんのう町立歯科診療所の歯科医師選定の経過説明があり、来年度より、現在、三豊総合病院歯科保健センター長をされている木村年秀氏にお願いすることになったとの報告がありました。

次に、中寺廃寺資料館、中寺廃寺跡、まんのう天文台の現地視察を行いました。

現地視察の後、委員より、まんのう天文台の利用申し込み受け付けはどのように行っているのかとの質疑があり、執行部より、天文台と琴南中央公民館で受け付けているとの答弁がありました。

また、委員より、中寺廃寺跡についての情報発信はどのように行っているのかとの質疑があり、執行部より、各公民館にパンフレットを置き、資料館での展示、町のホームページにも載せているとの答弁がありました。

委員より、ハイキングコースとして整備、ボランティアガイドの養成等、町の活性化のために活用すべきであるとの意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後３時４０分に委員会を閉じました。

去る１１月１９日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員５人全員出席し、議長同席のもと、執行部より、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の後、各課より報告を受けました。

まず、琴南支所長より、内科・歯科両診療所の本年１０月までの診療状況について、両診療所とも対前年度比で件数、延べ人数、診療報酬いずれも減っている。繰越金も減っている。基金からの繰り入れ等、１２月補正をお願いしたいとの報告を受けました。

委員より、患者数が減った原因として考えられることはとの質疑があり、執行部より、２０年度以降の推移を見ると、内科のほうでは平成２２年、２３年度に診療報酬が上がっ

た。自己負担がふえ、患者が離れたのではないか。医師は2年交代のため、信頼関係を築くのが難しく、主治医になり切れないのではないかとということが考えられるとの答弁がありました。

また、委員より、より原因を調査して対処してほしいとの意見がありました。

次に、住民生活課長より、行事報告、人口・世帯数、高齢化率、ごみ収集の状況、火葬事業の推移と霊柩車2台の維持管理費用、来年度から可燃ごみ週2回収集を6月から9月に実施すること、それに伴う予算は年間600万円程度である。し尿収集の現況と、それを、今後、直営で行う場合と委託した場合の試算検討状況等の報告、説明を受けました。

委員より、霊柩車の使用回数は年々減っているが、2台の体制は必要ではないかとの質疑があり、執行部より、今は現状（2台体制）でいきたい。買いかえどきに検討したいとの答弁がありました。

また、委員より、ごみ減量化の取り組み、マイバッグの推進などはとの質疑があり、執行部より、今後、さらに住民に啓発を行っていくとの答弁がありました。

委員より、検討資料を見ると、ごみ収集、し尿収集とも従来どおり職員体制でいいのではとの意見があり、執行部より、今は現状どおりでいくとの答弁がありました。

また、委員より、住民異動（転入・転出）状況についてのアンケートを実施すべきではとの意見があり、執行部より、企画政策課、産業経済課と連携してやっていきたいとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、各種事業報告、臨時福祉給付金、子育て世帯特例給付金の支給状況、障害者自立支援給付に関する行政事件訴訟の経過、まんのう町国民健康保険特別会計の現状、本年度の各地区敬老会の実施状況などの説明、報告がありました。

委員より、障害者自立支援給付に係る裁判の状況について質疑があり、執行部より、今は原告、被告双方の主張をもとに裁判所のほうが論点整理している。次は12月3日に進行協議が行われる予定であるとの答弁がありました。

委員より、敬老会について、3年間は各地区で実施ということで最終年度だったが、来年度以降はどのように行うのかとの質疑があり、執行部より、先日の反省会では大きく三つの意見が出た。12月1日に検討会を予定している。そこで結論を出したいとの答弁がありました。

また、委員より、第6期介護保険事業計画で新たな計画、施策はとの質疑があり、執行部より、地域包括ケアシステムの構築、医療と介護の連携等、現在、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会のほうで詰めているとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、各種事業報告、高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌ワクチンの予防接種を開始したこと、子育て支援ボランティア事業等の報告がありました。

委員より、子供へのインフルエンザ予防接種の助成の考えはとの質疑があり、執行部より、高齢者同様自己負担1,000円とすると、1歳から18歳で年間1,200万円程度かかる。学校での蔓延を防ぐ効果もあり、予算確保できれば検討したいとの答弁があり

ました。

次に、学校教育課より、各種行事報告、まんのう町認定こども園条例、まんのう町保育所条例改正について、子育て支援の目玉として保育料の改定の検討、仲南幼保施設の来年度の運営方法等について、それぞれ報告、説明がありました。

委員より、仲南こども園のスケジュールはもう変更はないのかとの質疑があり、執行部より、嘱託の専門家にもしっかり見てもらうようにしている。工期については余裕を持って6月末と考えているとの答弁がありました。

また、委員より、保護者等の中には、もう1年待つて4月からにしてはという意見も聞いているがとの質疑があり、執行部より、できている建物を放っておくわけにはいかない。5歳児には少しでも新しい施設に入れてあげたい。再来年度にしても引っ越し等の煩雑さは余り変わらないとの答弁がありました。

また、委員より、現場の先生、保護者の意見は聞いているのかとの質疑があり、執行部より、ある程度、段取りをつけてからということで、きょうの議会で説明をしている。先生方、保護者会でも十分話は聞くとの答弁がありました。

委員より、契約上、工期のおくれはどうなるのかとの質疑があり、執行部より、当然遅延金は発生するとの答弁がありました。

委員より、罰として何らかのペナルティーを科すべきとの意見がありました。

また、委員より、年度途中で三つが一つになるが、職員の配置はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、全員そのままの形で新園のほうに移るようになるとの答弁がありました。

また、委員より、3歳児教育はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、3歳児については先生を配し、9月までは保育所のほうで幼児教育を行うとの答弁がありました。

また、委員より、仲南こども園の通称を募集してはとの意見がありました。

次に、社会教育課より、各種行事報告、図書館、体育館、天文台の利用状況、第2回図書館祭りのお知らせ、読書通帳の導入等について報告がありました。

委員より、公民館祭り、文化祭で一部音響の不備があった。今後の対策をととの質疑があり、執行部より、支所とも相談して、扱える人の配置を検討したいとの答弁がありました。

また、委員より、読書通帳はいいアイデアである。なお、読書量によって何らかの褒美を考えてはとの意見があり、執行部より、検討したい。松江市の小学校では、自分の推薦する本を購入してもらえる権利を与えるということもしている。人のためになるような方法を考えたいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後4時50分に委員会を閉会いたしました。

以上、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 三点ほどお願いします。

まず、住民異動に関するアンケートという部分で、企画政策課、産業経済課と連携してやっていきたいという部分があったんですけども、住民異動で住民課すべきアンケートの部分なぜそこで連携してというのは意味が一つわからないので、それが一点。

あと敬老会のほうですけども、3カ年、今の状況ですということ、委員長の報告の中で多くの三つの意見が出たと書いておるんですけども、三つとは何かをお願いしたいのが一点。

それともう一点が、仲南こども園の話ですけども、先ほど、町長の町政報告の中でも何らかのペナルティーをというような話がありましたけれども、議会側としては、工期が厳しいし、今後の工程が甘いから、3月補正ではなくて、4月当初予算のほうがいいんじゃないかということはあるんですけども、それで執行部のほうが、いや3月補正のほうでいけるし大丈夫だということで、今回、このような事態になったわけですが、執行部としては相手方が全部悪いというような答弁なのかどうかを一点お願いします。

○関洋三議長 答弁、教育民生常任委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 本屋敷議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、住民生活課のほうの住民異動のアンケート調査の件ですが、アンケート自体は窓口である住民生活課で行うということに当然なる。そのアンケートの内容によっては、産業経済課とか企画政策課の所管になるという部分があるということで、ほかの課とも連携して、アンケートの内容等をとってやっていきたいということだったと記憶しております。

それと敬老会、大きく三つの意見が出たというその三つですが、一つは、3年間、地元開催ということでやってきたのをそのまま継続するという意見、それからもう一つが、満濃中学校町立体育館のほうでやってはという意見、そしてもう一つは、そもそも敬老会自体もういいのではないかという意見、その大きく三つの意見が出たというふうな説明であったと私は記憶しております。

それと仲南幼保施設、仲南こども園の開催時期についてですが、当然、入札を行って工期のほうが当初は3月10日、これについては議会のほうでもいろいろと合田工務店のほうから来て説明もあったと思いますが、当然、あのときの全員協議会の中でも話があったように、延びるのは業者のほうの落ち度であるのではないかというふうなことでありまして、当初、3月の補正で1年間しか使えないのというふうなところの意見と議論は委員会の中ではありませんでした。以上です。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 アンケートのほうですけど、住民生活課が配るアンケートが、企画政策課と産業経済課のほうの所管になるからと、まさに縦割りの話をされるわけですが、そんなのおまへ関係ないやろ、課長会でやったらええやないかという話は出んかったもんかとかというのを一つ。

仲南保育所のほうは委員会の中では出なかったということですので、結構です。

あと敬老会のほうも、三つありがとうございました。

○関洋三議長 答弁、教育民生常任委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 再質問にお答えしたいと思います。

縦割り行政というふうなあれはあるんですが、そういうふうな意見は委員のほうからは出ませんでした。以上です。

○関洋三議長 ほかに質疑ありませんか。

質疑、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 基本的なことをちょっとお尋ねしますが、10月7日と10月20日と11月19日にやってますよね。この前半の2日の中に、議題は所管事務調査について、その他と書いてありますね。10月20日も所管事務調査、その他と書いとるんですね。それで11月の分は一緒なことを書いとるんですね。10月7日と10月20日は、これは議題絞ったと思うんです。だったら、絞った議題はこれですと書いて、その他と書く必要はないんです。それがやっぱりきちっとそこだけ、基本的なことを僕は守ってもらいたいと思うんですけども、ちょっと委員長の見解をお聞きます。

○関洋三議長 委員長、答弁。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 藤田議員さんの質問にお答えしたいと思います。

また、その書き方の点については検討したいと思います。よろしく願いいたします。

○関洋三議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑、14番、大西豊君。

○大西豊議員 7ページにわたり字数も多く、今まで以上に委員長報告していただいておりますけど、一点お伺いします。

11月19日の委員長報告の中で、委員より、霊柩車の使用回数は年々減っているが、2台体制は必要ではないかとの質疑がありました。執行部より、今は現状2台体制でいきたい。買い換え時に検討したいとの答弁でありました。今まで私も何回か一般質問した中で、当初は車検時において使用状況を勘案して検討したい。最近では、具体的に今回も事業報告いただいておりますけど、例えば、火葬事業、8月前年度調査利用数ゼロ、本年度1ということは、もう3年前から月に1台とか2台とかしか利用してない中で、きょうも公用車置き場の中に、町長の公用車と並んで同じ位置に動くことなく車を置かれております。私も、今回、行財政改革ということで一般質問してまいりましたが、まさにいろいろ執行者の資料におきましては、数値目標を出して改革を行っていくということございましたが、そういう利用状況についてとか、費用対効果について執行者のほうから答弁があったのかないか、その点をお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、教育民生常任委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 大西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

当然、霊柩車の使用回数データ等示されました。年々、会館葬がふえているという関係

もあり減ってきているが、委員のほうから、1台にした場合、例えばまんのう町、琴南の奥から北は高篠、大変広い関係で、二つが重なるというか、1時間とかの場合に、都合できないということは困るのではないかというふうな意見もありました。今、民間の会館のほうにもレンタルで借りてもどうかというふうな意見もあったと思います。そういうふうなことも民間のほうへ問い合わせもしたようであります。それでもちょっとそちらのほうも葬式というのは突然のことでするので、なかなか貸しますというふうなことは難しいということだったと思います。だから2台体制というのは維持する必要があるのではないかというふうなことで、教民の委員会の中ではそういう話でありました。

○関洋三議長 再質問、14番、大西豊君。

○大西豊議員 委員会の内容をお知らせいただいたんですけど、今のまんのう町の霊柩車は、平成10年、この庁舎ができたときに大型バスから小型にしました。そのときもそういう1台で間に合うか、間に合わないかという問題も出て、その当時は月に二十何件の葬儀が行われておりました。そういう中で、今の車でも、旧まんのう町内においても軽でなければ利用できないという・・・

○関洋三議長 質問者、質疑にちょっと。

○大西豊議員 いや、経過を言いよります。そういう状況の中で、執行者の答弁は次々変わってきました。そういう中で、本当に、今言う1台で困るのかどうかということに私は争点を持って行くために説明しましたので、旧のまんのう町時代も3町で1台でしておりました。今、委員長の報告では、2台なかったら困るということが根拠であるかと思っています。その中において、委員長の答弁は要りませんが、そういう経過を踏まえて、やはり行財政改革の中で、そういう資料を出していただきながら、今後は検討していただきたいと思います。答弁は要りません。

○関洋三議長 ほかにないようでありましたら、これをもって質疑を終了いたします。
次の日程に入る前に休憩をとります。議場の時計で10時55分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月18日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、議長

同席し、執行部より、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査とその他についてであります。

まず、現地調査のため照井地区配水管布設工事第2工区、町道道德寺橋大空線道路改良工事現場、江畑地区県営中山間事業めくら池並びに源次池堤体改修工事現場、林道笠形線開設工事現場、町道杉ノ上秀石線道路改良工事現場等を視察いたしました。

その後、第1委員会室に戻り、所管課より事務報告を受けました。

まず、地籍調査課長より、本年度の調査対象地区の炭所西字塩田から字一本松まで一筆地調査を行っていること、平成24年度調査地区の字論ヶ原、江畑奥、立割地区の土地登記が完了したことなどについて報告がありました。

次に、産業経済課長より、農業委員会定例会等の実施状況報告、農林振興関係で、ひまわりフォトコンテスト応募作品が272点あり、仲南文化祭会場で表彰式を行ったこと、有害鳥獣被害防止対策でイノシシ箱わなを10器購入し貸し出したこと、商工観光関係でプレミアム商品券の予約受け付けを行い、7,048万円の予約があったこと、かりんまつりでまんのう公園に約9,000人、祓川公園で催した太鼓台かきくらべ・花火大会に約3,000人の来場者があったこと、地域金融機関から融資を受けて事業に取り組む民間事業者の初期投資費用等について町が助成する経費に対して国が交付する地域経済循環創造事業交付金の説明と、その民間事業者として町内の株式会社セイントファーストが事業選定されたことなどの報告がありました。

委員より、地域経済循環創造事業の期待される効果について質疑があり、執行部より、生産・加工・販売活動に伴う経済効果と人的雇用が確保され则认为しているとの答弁でありました。

また、委員より、かりん亭の運営について、メニューにそばを追加したり、旅行会社と提携し集客するなど、赤字解消に向けさらなる経営努力が必要であるとの意見でありました。

次に、建設土地改良課長より、土地改良事業笛ノ木池ため池改修工事ほか24件、林道・公共土木事業林道笠形線開設工事ほか24件の事業進捗状況、主なため池19カ所の貯水状況、下水道の接続件数、農業集落排水事業使用料調定、ため池ハザードマップ作成業務のプロポーザル方式での入札予定、町道瓜峰線被災状況等についての報告がありました。

委員より、町道長谷吹佐古線の災害復旧について質疑があり、執行部より、安全面に配慮しながらできるだけ早期の通行確保を目指したいとの答弁でありました。

また、委員より、中山間地域総合整備事業の計画について質疑があり、執行部より、現在、2期目に入っており、平成29年度で完了する予定であること、次の事業採択には当初計画時点で10年後を見越した計画としていることから、事業計画樹立年である10年経過後に事業の見直しを行い、国が認めなければ次期の計画は採択されないなどの説明が

ありました。

次に、水道課長より、水質については、塩入浄水場、四条浄水場で夏場の大雨の影響で水道法で定める水質基準値をわずかに超えたが、自主的な対応により早急に改善が図られたこと、カビ臭の原因物質についても、満濃池原水、水道水ともに基準値未満で異常がなかったこと、総トリハロメタン濃度についても各浄水場とも基準値以下であったこと、浄水場ごとの月間有収率や工事発注進捗状況、有収率向上対策、水源状況等について報告がありました。

県の推進する水道広域化については、県の出した経営試算とは別に町独自で平成５５年までの試算を行っている最中であり、まとめ次第、議会に報告したいとのことでありました。

また、委員より、有収率に直結する漏水について施工不良が原因ではないのかとの質疑があり、執行部より、配水管の埋め戻し時の施工が大事で、専門業者以外の者が埋め戻しを行った場合、雑になる場合があるとの答弁があり、委員から、埋め戻し時には水道課職員の現場立会を徹底させるようにとの意見でありました。

また、委員より、水道広域化については事業の合理化だけでははかれないものがあり、水源の町として慎重に町の方向性を考えていく必要があるとの意見があり、執行部より、参画のメリット・デメリットを精査し、経営面も考慮した上で判断していくが、現段階ではまだ結論は出ていないとの答弁でありました。

また、委員より、水源の町として水質のよさをＰＲして定住促進を図ってはどうか、山間部の特性を生かした特色あるまちづくりを推進していくようにとの意見でありました。

以上、所管事務調査を行い、午後４時４０分に委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第７ 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第７、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る１１月２５日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員５人出席し、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席のもと、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

まず、総務課より、9月以降の事業報告で交通事故多発地帯等総合診断、最終処分場エコランド林ヶ谷拡張協議、香川県消防団操法大会出場、三頭トンネル防災訓練、琴南地区歯科診療所住民説明会などの実施報告、火災や交通事故の発生状況、高齢者免許返納者状況、選挙人名簿登録者報告、防災出前講習状況、香川県知事選挙結果報告、地域防災計画改訂の概要などについて説明と報告がありました。

委員より、現業職員を新規採用していないことに対して質疑があり、執行部より、現在、欠員分は臨時職員で補完しているが、今後の施設のあり方については公設民営化も視野に入れ、費用対効果も考慮した上で判断を行っているところであり、数年うちに結論を出すこととしているとの答弁があり、委員より、職場の指揮系統や職責面においても正規職員は不可欠であること、また、民営化となる場合は解雇する職員の就労支援を必ず行うよう意見がありました。

また、委員より、交通安全対策について、四条公民館と農改センターの行き来を横断歩道ではなく車道を横切って渡ることが常態化しており、何らかの対策を講じるよう意見がありました。

また、委員より、地域防災対策について、さきの長野県北部の地震の際に見られたように、住民連携による助け合いが人的被害の軽減に極めて有効であったように、地域の自主防災組織が主体性を持って防災活動を行える、また、活性化していくような事業展開をするよう意見がありました。

また、委員より、県が指定する土砂災害警戒区域と特別警戒区域について、指定地区や開発行為、建物の構造規制等について住民周知を徹底するよう意見があり、執行部より、地すべり地区や急傾斜地、土砂災害警戒区域等を記した防災用マップを香川県が決定した後に住民に配布したいとの答弁がありました。

また、委員より、気象警報発令中の公民館等公共施設の使用について、同好会活動や公民館行事等による施設利用を中断させ、避難勧告発令前であっても避難所として使えるようにあけておくべきであるとの意見がありました。

次に、琴南支所より、そば栽培体験事業や琴南地区合同運動会の実施、歯科診療所業務受託者選定委員会の開催等の事業報告がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成事務調整会議について、総合計画新規事業ヒアリングについて、中讃ふるさと市町村圏基金について、出資法人関係について、空き家等対策の推進に関する特別措置法案の概要について、交通対策関係について、人権推進関係についての事業報告がありました。

主な内容は、ことなみ振興公社、仲南振興公社とも、第2四半期実績では経常収益は前年度を上回り黒字計上されたこと、あいあいタクシー、福祉タクシーの利用実績は昨年同様であること、えせ同和行為研究会の協議などについての報告でした。

委員より、空き家対策の具体的な取り組み方針について質疑があり、執行部より、法案が可決され、国の基本指針が出された後で町が計画を策定するようになること、国や地方

公共団体による空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助や税制上の措置等が明文化されることの説明があり、委員より、住民に対して十分に制度周知をするとともに、事業実施時には地域住民の要望等を勘案しながら進めるよう意見がありました。

また、委員より、提案していたあいあいタクシーの町外エリアへの乗り入れ条件について質疑があり、執行部より、現時点では進展していないとの答弁がありました。

次に、税務課より、平成27年度税制改正の要望の中にゴルフ場利用税の廃止の要望があり、仮に廃止されると町税収約5,000万円が減収となるとの説明がありました。

次に、会計室より、収支事務とも問題なく執行できていること、剰余金は例年並みを予定していることの報告がありました。

次に、仲南支所より、第53回仲南地区バレーボール大会開催、民生・児童委員協議会仲南部会研修会の開催などの事業実施報告がありました。

委員より、住民報告会で参加者から仲南支所周辺整備に伴う桜や梅などの支障木の取り扱いや公民館の問題、整備に伴う計画が住民に十分知らされていないなどの意見があったため、地域住民のコンセンサスを得ながら事業を進めるよう意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、正午に委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 委員長報告の中で、あいあいタクシーの町外エリアへの乗り入れの件についてがありましたけれども、現時点では進展していないとの答弁がありましたけど、なぜ進展していないかの報告があったのかどうかをお願いしたいのと、ゴルフ場利用税の廃止の要望がありましたということですけども、これは決定権は町にあるということなのかどうかだけお聞きしたいなど。

○関洋三議長 答弁、総務常任委員長。

○松下一美総務常任委員長 あいあいタクシーでありますけど、このあいあいタクシーの件につきましては、一般質問等でも出ておりましたが、いろいろな業者間との関係で、町においてそれは協力が得られないという報告があったと思います。

それともう一点のゴルフ場利用税については、そういう要望が出ておることで、5,000万円の減収につながるという説明であったと思います。

○関洋三議長 以上の答弁ですけど、もう一度ですか。

○本屋敷崇議員 いいです。

○関洋三議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 8 P F I 事件対策特別委員会の委員長報告（P F I 事件対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第 8、P F I 事件対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

P F I 事件対策特別委員会の委員長報告を求めます。

P F I 事件対策特別委員会委員長、本屋敷崇君。

○本屋敷崇 P F I 事件対策特別委員長 それでは、P F I 事件対策特別委員会の 9 月定例会後の事務調査の委員長報告を行います。

去る 10 月 7 日には、高知工科大学の名誉教授である中田先生と教授である那須先生をお迎えし、今後の委員会の運営について協議しました。

前回の報告で、今後は当初の予定であった調査を契約相手である S P C まんでがんパートナーズに調査をさせ報告することとなりましたが、その報告を役場内でどのようにするのかということ話し合いました。

前回の報告で、町執行部としては、今後は従来の手法によって第三者委員会を町執行部で組織し、その中で話し合ったことを議会に報告する形をとりたいという説明がありましたが、委員会としては、この問題の発端が事故調査であることから考えて、このような事態を引き起こした一因である町執行部が組織した第三者委員会の報告を受けるという形ではなく、これまでのとおり委員会で第三者委員会を設置し、執行部に対し改善策を提言する形が望ましいのではないかと報告しましたが、話し合いの結果、町執行部からの報告を受け、議会がそれを調査研究することになりました。

そこで、調査研究するに当たり専門家の先生の意見をどのような形で取り入れていくのが望ましいかということで、両先生に来ていただきました。

先生のお話では、今後、相手側から出てきた調査内容を受け、疑問点を議会の立場として執行部やまんでがんパートナーズに問うことを繰り返すことが最善だということでした。というのは、当然、まんでがんパートナーズは専門家ということで契約しているわけですし、執行部は事業を執行するに当たっては理解をしておく必要がありますので、議会の問いに対しては、議会が納得できる説明をする責任があるからです。

これを説明していただき、今後、議会が困ったときに相談に乗っていただけることを約束して、この日は閉会いたしました。

去る 10 月 24 日には、議会の調査報告を受けて、執行部がさらに調査をお願いした日本建築総合試験所の報告を執行部では詳細に報告できないということでしたので、日本建築総合試験所より報告を受けました。

日本建築総合試験所の報告によれば、議会指摘部分の差異の箇所について、大成建設より聞き取り調査及び現場の施工写真、竣工図をもとに現地調査を行った結果、一部竣工図と現物が違うところがあったが、おおむね竣工図どおりであり、竣工図の耐力度は香川県が調査していることから、構造部分においては大丈夫であろうという報告でした。

議会側からは、写真でのチェックとあるが、写真は詳細に撮られておらず、本当に確認

できたのか等の質問が出ましたが、大成建設より、不明瞭な部分については、聞き取り、追加資料の提出を求めたとの回答でした。

詳細な報告書については専門的な内容であるために、中田教授に再度チェックしていただくということで閉会しました。

去る１１月１３日には、議会において、今後の調査を進めていくためにも、再度、要求水準書の読み込みが必要であろうということで、要求水準書の読み込みを行いました。

去る１２月３日には、かねてよりＳＰＣであるまんてがんパートナーズに依頼していた独自の調査報告が上がってきましたので、その説明を受けました。

先方から上がってきた書類は、議会が示した差異の部分を中心に調査し、竣工建物においてどうであるか、さらにはその変更点をどのように直すのか、そして維持管理には影響がないのかというのが簡単に仕分けされていることの報告がありました。

議会側より、この判断を説明する資料が当然必要ではないのかという問いに対して、当然求められれば用意するとの答えがありました。

しかしながら、その差異の説明資料をもらうのは執行部の役目であることから、執行部に対し議会側が納得できるだけの資料を要求し、議会に説明できるようにすることが必要であるとししました。

また、現在、使用している中で雨漏り等の改善が急がれるふぐあい部分については、全体の把握をしてからでは支障があることから、ふぐあいの現状と、それに対する改善策を議会に早急に示すこととして閉会しました。

以上、ＰＦＩ事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、ＰＦＩ事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○関洋三議長 質疑、１番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 日本建築総合研究所の報告は県が調査しているから構造部分において大丈夫であるという、みずからの調査した結果に基づく判断でない非常に無責任な回答であります。これに対して委員各位は何らかの発言をしたのかどうか。私はちょっとこの日は所用があって失礼させていただいて、発言の機会を失って、非常に申しわけなく責任を痛感しております。私は日本建築総合試験所に申し上げたいことは多々あります。委員長の回答を求めます。

○関洋三議長 答弁、ＰＦＩ事件対策特別委員長。

○本屋敷崇ＰＦＩ事件対策特別委員長 できれば出席していただきたかったところではございますが、竹林議員の指摘はもっともなところで、委員の中から同じような意見も出ました。そして、執行部としては安全宣言を出しておるが、議会側としては当然この資料を詳細にチェックする必要があるということで、今現在、中田先生のほうにお願いできないかということで話を進めておりますし、専門的な部分になりますので、委員長報告にもあったように、先生のほうにお願いするという形をとらせていただいた後に、さら

に報告、また必要でしたら日本建築総合試験所に来ていただくという形をとりたいと思っております。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 委員長、御苦勞でございます。それで、この委員長報告の最後のところに、ふぐあいの現状とそれに対する改善策を議会に早急に示すこととして閉会したとありますが、この部分は私が発言した部分でありまして、私の意図と違う発言であります。

町長においては瑕疵担保責任を全うすべく契約の履行を求めることは執行権の範囲内であって、議会に相談することなく、議会が何といおうとも契約通りやれと指示を出して、早急にできるところから改善を求めます。こういう権限内のことは事後報告で足ります。事前に考え方を説明していただくことは必要でありますけれども、ここの1件1件、山盛りあることを一々確認して議会の同意を求めて、これは早急な解決を求める町民の意向に反します。町長の勇気ある執行を求めます。これが委員長報告に盛られていない。以上、補足させていただきます。

○関洋三議長 答弁、本屋敷委員長。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 委員長として、そのときそのような発言が竹林委員からあったというふうな認識はしておりませんが、そのような話ではございますが、今回の事象において瑕疵担保ととれるのかどうか、その判断自体も難しいところです。ですから、今回、第三者委員会を議会が立ちあげて調査をしておるわけです。そもそも瑕疵担保でいけるような事象であれば、最初からこんなことにはなっていません。ということもありまして、議会側としては、それが瑕疵担保として足るのかどうか、契約変更に付する部分なのか、そういうところは当然判断しなければならない部分です。そのために私たちはこれまでやってきておりますので、そこらの判断は間違えないでいただきたいと、委員長としては忠言させていただきます。以上です。

○竹林昌秀議員 この後のPFI委員会で・・・。

○関洋三議長 ほかに質疑は。

3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 一点、質疑というかちょっと確認をさせていただきたいと思います。

私もちょっと竹林議員の一番目の質問と関連があるんですが、10月24日、この日はさきに教民関係の学校行事のが入ってございました関係で出席しておりません。それは非常に申しわけなかったと思っておりますが、その報告の中で、G B R C、日本建築総合試験所のこの詳細な報告については、中田先生に再度チェックしていただく最後まで報告があったと思いますが、この再度チェックをどの程度行うようになったのか、このG B R Cの報告のもとになっておるのが香川県の図面間の照合の調査、そこまで、香川県から出てきておるのまで、中田先生か米澤先生かちょっとわかりませんが、そこまでチェックを受けるのか、そのあたりだけちょっとお願いいたします。

○関洋三議長 答弁、本屋敷委員長。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 とりあえず今現在としては、G B R Cのほうから出てきた資料というのが大成建設からの聞き取り、さらには聞き取りをもとにした図面というのは県のほうが認可を出したという形をとってもいいと思いますが、認可を出したとされる竣工図であるということをもとに考えております。今、中田先生のほうにお願いしている部分としては、G B R Cから上がってきた書類の中で、専門的に見てふぐあいがこの部分はどうなのかというような文言と、さらにはそういうことで詳細な確認業務ができるのかどうかといった部分を見ていただければと思っておりますので、その結果、ちょっとここは再度見たほうがいいんじゃないですかというような部分があれば、再度、教育委員会に、こういう指摘があるんだけど、そういう部分は教育委員会で調べるべきではないのかというような提言をしていく形になろうかと思います。

○田岡秀俊議員 香川県のほうの調査。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 香川県のほうへの調査というのは、基本的には香川県は図面を見て、確認申請図面・・・

○関洋三議長 ちょっとはっきり質疑の場合は質疑として。
これをもって、質疑を終了いたしたいと思います。

日程第9 予算決算特別委員会の委員長報告（予算決算特別委員長）

○関洋三議長 次、日程第9、予算決算特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

予算決算特別委員会の委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長、松下一美君。

○松下一美予算決算特別委員長 予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る10月21日、午前9時30分から15時45分、22日におきまして、午前9時30分より16時45分、11月14日におきましては、午前9時30分から15時35分まで、17日におきまして、午前9時30分から17時15分まで、9月定例会に引き続き継続審査となっておりました付託議案、認定第1号 平成25年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第10号 平成25年度まんのう町水道事業会計決算認定までの認定関係10案件につきまして慎重に審査を行いましたので、会議規則第41条の規定により報告いたします。

また、この審査は主要施策の成果に関する報告書に基づいて行い、執行部に詳細な説明と資料提出を求め、主要事業の成果確認や行政効果、改善点等に重点を置いて慎重に審査を行っております。

なお、本委員会は議長を除く全議員が委員となって審議しておりますので、審議中にあった質疑答弁等についての報告は省略させていただき、決算状況や委員からあった主な意見、採決結果等について簡潔に御報告をさせていただきます。

まず、認定第1号 平成25年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、

歳入総額１０３億１，８１５万３，０００円で前年比１９億１，５１９万４，０００円の減、歳出総額９６億１，４０７万６，０００円で前年比１９億２，３０１万９，０００円の減と、歳入歳出ともに前年を大幅に下回っております。

この主因は、満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に関連した事業費の減によるものであります。

執行部より、合併特例期間の終了に向け持続性、安定性のある財政構造を構築していくために、今後、より一層の行財政改革に取り組んでいくとの説明がありました。

各事業別の審査につきましては、委員より、総務費関係では、需用費関係の不用額が多く予算段階で十分精査すべきである。人事評価制度を実施し、職員の意識向上を図るべきである。住民生活課に併設している総合案内窓口を有効に機能させるべきである。住民獲得のため、転入・転出者に対してアンケート調査を行い、住民ニーズを把握し、定住促進を図るための基礎データをとるべきである。古くなった遊具などがある公園などの安全対策と適正管理に努めること。まんのう町ならではの観光資源を最大限活用し、町のイメージアップと地域の活性化を積極的に図るように。かりん亭の赤字解消対策を早期に講じるべきである。

民生費関係では、公用車の車検や修繕には見積もり合わせをした上で発注すべきである。第３子以降の子供に対し優遇施策をつくり、子育て家庭を支援するべきである。祓川児童館を、もう一度、子供たちが集い学習できる場所にしてはどうか。

衛生費関係では、不妊治療助成事業の啓発が不十分ではないのか。予防接種を受けていない人に対して再周知するなどのケアをすべきである。２台ある霊柩車のうち稼働の少ないものは廃車すべきである。し尿収集業務の民間委託を検討するように。実績の少ない電気式生ごみ処理機や可燃ごみ収集箱の補助制度を見直すべき。

農林水産業費関係では、農地の集約化を促進するための事業に対し補助金を重点配分してはどうか。有害鳥獣対策について対処的でなく根本的な見直しをする必要がある。狩猟免許の更新費用等に補助金をつけ有害鳥獣駆除を後押ししてはどうか。農業委員の報酬額をふやしてはどうか。特産品開発には発想力、営業力、宣伝力が不可欠で、より多くの関係者がそれぞれの立場でかかわる必要があるため、今の体制を見直すべきである。農村環境改善センターの使用制約を緩和してはどうか。町内の町有林の施業について計画的に偏りなく行うべきである。

商工費関係では、商品券について、使用期限つきであることやつり銭が払われないことから利用者が不便を感じており、運用の改善をすべきである。観光地として満濃池の集客率を上げるための協議を関係機関とすべきである。

土木費関係では、道路、橋梁などの維持修繕について建設時期が重なっていることなどから、今後、相当程度の修繕費が同時期に発生することが予想されるため、有利な財源で計画的に改修を行っていくように。

教育費関係では、放課後子ども教室推進事業や中学校教育振興事業関係の予算を充実さ

せ、著名な講師を招聘するなど、多くの子供たちが興味を持って学習や体験、スポーツなどができる場を提供していくべきである。子供たちの健康と体力向上を基本に置いて教育施策を展開すべきである。琴南中学校の生徒数の減少と施設の有効活用に策を講じるべきである。通学合宿の運営について安全面を考慮し適正に管理する必要がある。町内観光用コースに中寺廃寺などの文化的に貴重な史跡や展示施設を組み込んでPRすべきではないか。まんのう天文台の利用時刻を深夜まで観測できるようにしてはどうか。各地区の公民館まつりと同様のことをしている文化祭について、開催年度、時期を検討してはどうかなどの意見や要望がありました。

次に、特別会計関係の認定審査についてですが、認定第2号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、歳出における療養給付費が前年度比9,096万円、5.4%増の17億6,770万円となっております。その財源として基金を取り崩し、5,000万円の繰り入れと繰越金の充当を行っております。

執行部からは、この措置は財政運営を硬直化させ保険税額の増加につながることを懸念されることから、今後とも、医療費の適正化と保健事業の推進を図っていくとの説明がありました。

認定第3号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、一人当たり年間平均の医療費が87万537円、前年度比4.3%の増となっております。

執行部からは、今後も被保険者数が3,800人前後で推移することが予想されることや、高度医療の普及等により後期高齢者医療広域連合会納付金が増すことが懸念されるため、引き続き、保健事業の推進を図っていくとの説明がありました。

認定第4号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、県平均を上回る状況にある施設介護給付費において、一人当たりの給付費が前年度比1.6%減、329万4,000円となっております。高齢者が地域で安心して暮らせるように、適正な介護サービス水準の確保と、介護を必要としない健康寿命の延伸を図るための介護予防関連事業の積極的な推進が必要であります。

認定第5号 平成25年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入では、診療報酬が前年度比5.8%の減で歳入合計7,800万円弱、歳出では、ほとんどを経常経費が占め6,400万円余となっており、歳入歳出とも前年度を下回っていました。

認定第6号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入額2億4,569万4,000円で前年対比4%の減、歳出額2億4,557万4,000円で前年対比1.8%の増と若干の黒字となっていました。

委員からは、地区別の有収率を注視し、施設の長期的整備計画を立て、効果的、効率的な事業運営を行っていくよう意見がありました。

認定第7号 平成25年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、歳

入額 1 億 8, 2 2 9 万円で前年対比 2. 5 % の減、歳出額 1 億 7, 9 5 0 万円で前年対比 3. 6 % の減、形式収支は 2 7 9 万円となっていました。

認定第 8 号 平成 2 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、歳出額 2, 7 4 4 万円で前年対比 6. 2 % の増で、需用費での支出の伸びが原因となっていました。

委員からは、下水道事業、農業集落排水事業ともに整備エリア周辺の水質調査を行い、事業効果を可視化することで、次の政策に生かしてはどうかとの意見がありました。

認定第 9 号 平成 2 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳出額 5, 9 4 6 万円で前年対比 6. 5 % の減となっていました。

委員からは、環境保全の観点から、浄化槽の設置者に対し施設の適正管理に努めるよう指導の強化を図るべきであるとの意見がありました。

認定第 1 0 号 平成 2 5 年度まんのう町水道事業会計決算認定については、収入額 2 億 5, 4 2 7 万円、支出額 2 億 6, 5 5 0 万円、単年度収支では 1, 7 5 9 万円の減収、前年度繰越利益剰余金の補填により経常収支においては黒字となっていました。

執行部からは、増大してくる老朽施設及び老朽管の計画的な更新と有収率向上対策を積極的に行い、安定した給水事業と経営をしていきたいとの報告がありました。

委員からは、水道水の水質のよさを P R して町の定住促進を図ってはどうかとの意見がありました。

以上のように、執行部に対して質疑以外に多くの意見や要望がありました。

このような審議過程を踏まえ、認定第 1 号から認定第 1 0 号までの 1 0 議案につきまして慎重に審査し、採決を行ったところ、いずれの議案も異議なく認定すべきものと決しましたので御報告いたします。

以上、予算決算特別委員会の審査報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、予算決算特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 1 0 政策充実特別委員会の委員長報告（政策充実特別委員長）

○関洋三議長 次、日程第 1 0、政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

政策充実特別委員会の委員長の報告を求めます。

政策充実特別委員会委員長、大西豊君。

○大西豊政策充実特別委員長 第 2 回政策充実特別委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 3 0 日、9 時 3 0 分より、全員協議会室において、委員 1 2 名、議長同席のもと、執行部より総務課長出席、第 2 回政策充実特別委員会を開催いたしました。

1 番目に、政治倫理条例については、一年間かけて議論を行ってきたので、今後、見直しを行い、議会改革として結論を出すべきである。

2 番目、合併特例措置は平成 27 年度で終了し、5 年間は暫定継続措置があるが、今の状態が続けば財源が 4 億円から 5 億円不足すると予測される。そこで、人口減少時代の地方創性をテーマに分科会を立ち上げ、提言していくこととする。

3 番目、まんのう町総合計画後期については、議会の意見を反映させ、政策を取りまとめ提言すべきであるとの意見の一致を見、今後、議論を深め、提言していくことで特別委員会を閉会いたしました。

以上、委員長報告です。

○関洋三議長 これをもって、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

次の日程に入る前に昼の休憩をとらせていただきます。議場の時計で午後 1 時まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 47 分

(白川年男議員退席 午前 11 時 44 分)

再開 午後 1 時 00 分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

**日程第 11 認定第 1 号 平成 25 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
(9 月議会提出 継続案件)**

日程第 12 認定第 2 号 平成 25 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 13 認定第 3 号 平成 25 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 14 認定第 4 号 平成 25 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 15 認定第 5 号 平成 25 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 16 認定第 6 号 平成 25 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 17 認定第 7 号 平成 25 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について (9 月議会提出 継続案件)

日程第 18 認定第 8 号 平成 25 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算

認定について（９月議会提出 継続案件）

日程第１９ 認定第９号 平成２５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について（９月議会提出 継続案件）

日程第２０ 認定第１０号 平成２５年度まんのう町水道事業会計決算認定について（９月議会提出 継続案件）

○関洋三議長 日程第１１から始めますけれども、認定第１号から認定第１０号までの１０案件についてお諮りいたします。

日程第１１、認定第１号から、日程第２０、認定第１０号までの１０案件について、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、認定第１号から認定第１０号までの１０案件を一括採決いたします。

（白川年男議員着席 午後１時０１分）

続けて読み上げます。

日程第１１、認定第１号 平成２５年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について（９月議会提出継続案件）、日程第１２、認定第２号 平成２５年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（９月議会提出継続案件）、日程第１３、認定第３号 平成２５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（９月議会提出継続案件）、日程第１４、認定第４号 平成２５年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（９月議会提出継続案件）、日程第１５、認定第５号 平成２５年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について（９月議会提出継続案件）、日程第１６、認定第６号 平成２５年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について（９月議会提出継続案件）、日程第１７、認定第７号 平成２５年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について（９月議会提出継続案件）、日程第１８、認定第８号 平成２５年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について（９月議会提出継続案件）、日程第１９、認定第９号 平成２５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について（９月議会提出継続案件）、日程第２０、認定第１０号 平成２５年度まんのう町水道事業会計決算認定について（９月議会提出継続案件）、本案については、議長を除く議員の委員をもって構成する予算決算特別委員会において十分に審議が尽くされましたので、質疑及び討論を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。それでは、認定第１号から認定第１０号までの１０案件に対する一括採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号までの10案件は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第21 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年まんのう町一般会計補正予算 第3号）

○関洋三議長 日程第21、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度まんのう町一般会計補正予算 第3号）を議題といたします。提出から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度まんのう町一般会計補正予算 第3号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、別紙専決処分のとおり、平成26年12月14日に執行される衆議院議員総選挙に要する経費について緊急施行を要するため編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日付で専決処分により補正を行いました。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,571万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,582万1,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正について御説明申し上げます。

7ページをごらんください。

第15款県支出金において1,500万円の増額しております。これは衆議院議員総選挙委託金を追加計上したことによるものであります。

第19款繰越金71万7,000円の増額は前年度繰越金です。

続きまして、歳出の補正について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

第2款総務費、第1項選挙費、第1目衆議院議員総選挙費を1,571万7,000円追加計上しております。

以上、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度まんのう町一般会計補正予算 第3号）について御説明申し上げます。

審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度まんのう町一般会計補正予算 第3号）を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第22 議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○関洋三議長 日程第22、議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

平成26年8月7日付人事院勧告及び平成26年10月14日付香川県人事委員会勧告に基づき、国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮し、給料表及び諸手当の改定等を行うものでございます。

詳細は担当課長から御説明いたします。

○関洋三議長 担当課長、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 それでは、お配りさせていただいております議案書を見ていただきたいと思います。

まず、第1条第1表関係のまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正では、第4条別表第1の行政職給料表、別表第2の医療職給料表を平成26年4月1日に遡及して、給料表の改定を行うものでございます。

第18条の2関係では、平成26年4月1日に遡及して、医療職の初任給調整手当の月額を41万2,200円に改定し、該当職員がいない規定の削除を行います。

第21条関係では、平成26年12月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を100分の82.5に改正し、あわせて再任用職員についても100分の37.5に改正するものでございます。

その他、字句及び参照する条番号の訂正を行っております。

次に、医療職の給料表の次でございますが、第1条第2表関係のまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正は、以下この項目について、施行日が平成27年4月1日となっております。

第10条の2関係では、高松市に勤務する職員への地域手当を、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の3を乗じて得た額を支給するものでございます。

第10条の3関係では、医療職給料表の適用となる職員への地域手当を、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た額を支給するものとしており、あわせて特殊勤務手当の月額5万円を廃止するものであります。

なお、これは後ほど、議案第3号にも出てまいります。

第18条の3では、管理職員が災害等の臨時または緊急の業務で週休日や祝日及び年末年始に勤務した場合に、1回1万2,000円以下、週休日以外の深夜に勤務した場合に1回6,000円以下の管理職員特別勤務手当を支給するとしたものでございます。

第21条関係では、勤勉手当の一般職の支給率を100分の75に改正し、あわせて再任用職員について100分の35に改正するものでございます。

その他、影響する箇所について所要の改正を行います。

次に、第2条関係のまんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、一般職の給与改定に準じて以下のとおり改正するものでございます。

第1表の第5条関係では、特別職の期末手当について、平成26年12月支給分を100分の165に改正し、第2表の第5条関係では、平成27年6月支給分を100分の145に、平成27年12月支給分を100分の160に改正するものでございます。

次に、第3条関係のまんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、第5条及び第11条の2関係で、一般職の給与条例の改正に伴い、平成27年4月1日から地域手当及び管理職員特別勤務手当を支給できるよう改正するものでございます。

その他、所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

質問者、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 何点か、人事院勧告が出されてから、議会のほうにもこういうことを改定のほうで人員勧告が出とるんですけどもというのを全員協議会でも受けたんですが、そのときに各議員のほうから、期末手当の勤勉手当の部分における考慮であるとか、課長職の権限のためにも給与を変えるべきではないかという話が出たと思うんですが、そういったものが考慮されているのかどうかというのが一点。

さらには、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、町長、副町長、教育長のボーナスの部分ですけれども、これも人事院勧告によって出されたものに対してということですが、ボーナスといえば、一般企業で言えば、その年の利益でした

り仕事に対して払われるものである特別ボーナスでありますけれども、うちの町、昨年から不祥事といっちはなんですけれども、執行部分における多々議会としていかなものかと思われる部分が多いわけですね。そこを人事院勧告であるからという理由で上げるべきなのかどうかというのがかなり疑問を持つところでありますが、一応、特別職の報酬等審議会もごさいますし、それにかかっているのかどうか。さらにはまんのう町の現状を考えて、人事院勧告に従うべきなのかどうかという部分も含め、二点ほどお答えいただければと思います。

○関洋三議長 答弁、総務課長。

○齋部総務課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

三点ほどあったかと思いますが、課長職の関係の管理職手当のことを言われているかなと思っております。管理職の手当てにつきましては規則の中で運用がかかりますので、これについては、今現在、全員協議会の中でお話させていただいたような形で運用させていただく準備に入っております。ただ、県下のそれも町レベルの、他の町の動向等も見ながら、同等水準までの話で作業を進めているところでございます。

また、付託になるわけですから、その時点で規則をお見せできるかなと思っております。

それと特別職の期末手当の改正、人事院勧告に従ってということですが、まんのう町の場合にはそれをするのが今のこのタイミングでいいのかなという御質問だと思いますが、基本的に今回の人事院勧告におきましては、平成26年度の給与改定を行うとともに、実はこの後ろにあります、平成27年4月1日からの給与制度の総合的見直しを実施されます。つまり後ろになりますと、実は給与関係が減額になってくることが4月1日から決まっております。つまりこれがセットものになっております。通常であれば、今回、この12月議会にその4月1日以降のものも上げようと思っておりましたが、他の自治体の動向として、今回の12月には上げないということがございましたので、まんのう町といたしましても他の自治体の動きに合わせまして、3月定例でこの4月1日からの新たな給与法の見直しを上げさせていただくことになります。

御存じのように、4月1日からは給与表の上で平均2%が下がります。最高で4%という大きな給与の減額が4月1日以降は発生するということになっております。それにあわせまして、今回、この特別職の手当につきましては、あくまで報酬等審議会は給料、議員においては報酬を審議するものでございまして、この期末手当については該当はありませんが、3月議会におきましては、町長、また議員等の、副町長、教育長もありますが、このあたりの給料が適正であるかということを報酬等審議会にかける準備に、今、入っているところでございます。入った結果を3月議会に上げさせていただいて、審議会の答申に従って、また議案を上げさせていただくことになるのかなというふうに考えております。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○本屋敷崇議員 勤勉手当。

○齋部総務課長 勤勉手当というのは、あくまでも職員が勤勉手当です。特別職には

勤勉手当というのはございませんが。

○本屋敷崇議員 一般職の勤勉手当の話も言うたやん。

○齋部総務課長 一般職の勤勉手当ですか。先ほど、お配りさせていただいております議案書の中にもありますように、一般職は同じように0.15 勤勉手当を上げさせていただきます。それはこの12月の中で上げさせていただきます。

なお、給与関係は、今回、給与表の改定、行政職一給与表が改定されておりますが、これは平成26年4月1日に遡及しての給料となります。よろしくお願い申し上げます。以上でよろしいでしょうか。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 勤勉手当の話は、この間の全員協議会でも話しましたし、今までもずっと言ってきたんですけども、勤勉手当というのは基本的に期末手当の中で、その職員の方々の評価によって差異をつけることができるんですね。ということをお話しとるんで、運用面の話です。だからこれは0.15を上げる話を書いとるんですけど、運用面の話をしとるだけであって、0.15上げても構いませんが、運用面として0.3上がる人間もおれば、0.3下がる人間も必要ではないのかというのが全員協議会の話であったし、その部分について答えをいただきたいというのが質問の意図やったんですけども、そこを今回も同じく、職員の能力にかかわらず、勤勉ぐあいにかかわらず一律に出していくものなのかどうかという部分を聞きたいだけです。

もう一点、特別職の部分ですけど、特別職の報酬等審議会が基本的にはかかりませんといっても、この期末手当であるとかは、基本的に報酬をベースとして1.4であるとか1.65を掛けとるわけですね。基本的に、世間一般的に、賞与という部分、ボーナスと見る部分においては、その人の仕事のその年の成果を問われる部分ですね。だから職員のほうには勤勉手当として差異をつけることができるようになってますし、申しわけないけれども、うちの三役、ここ数年、満中から始まり今回の仲南保育所、さらには合併問題、学校の統合問題等々ですけども、議会側から見ても、執行部としての動きが十分であるとは私個人では思えない。その部分も人事院勧告であるからといって上げまっせという話になるのかどうか。ここはぜひ町長にお答えをお聞きしたいところですので、総務課長は要らんですよ、みずからの給料ですから、よろしくお願いしたいと思います。二点とも町長でいいです。勤勉手当つけるかどうかも総務課長の一任じゃないでしょ。町長の一任ですよ。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 質問にお答えいたします。

まず第一点目の、一律で上げるのではなくて差をつけるべきではないかというような御質問でございますが、現在、総務課のほうでもそれぞれの人事評価というものをやっております。それがある程度確立すれば、そういったことも可能になるかなと思っておりますが、今現在のところは、従来どおりやっておるということでございます。

また、特別職の報酬に関しましては、今回、人事院勧告があつて、そのとおり上げておるということでございますが、私たち三役のできが悪いというような御指摘があるわけでございますが、我々、解決に向けて一生懸命努力をいたしておるところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○本屋敷崇議員 あとは総務委員会に任せます。

○関洋三議長 ほかに。

11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 私は総務委員会の者ですので、中身は総務委員会で話したいと思うんですが、原則的なものだけちょっとお聞きしたいと思います。

今回の人事院勧告について、あれは国に準じる部分と県に準じる部分と、両方が県内にあるよという報告が、ちょっと調査しましたら聞きましたんで、その辺の状況、周辺であれば琴平、多度津とうちはどなんなつとるんかと。それと全体の部分がどんな基準で、どっちを選んだかというのだけ総務課長に聞きたいと思うんですが、まず一点、そこをお願いします。

○関洋三議長 答弁、総務課長。

○齋部総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

基本的にまんのう町は今まで国の人事院勧告に従って給与改定を行っております。よって、県の場合には、この給与改定プラス1.25という別にまた改正、率を上げるのをやっておりますが、もちろんまんのう町はそういうことには取り組んではおりません。以上でございます。

○藤田昌大議員 ほかのは。

○齋部総務課長 仲多度の状況につきましては、直前までどういう形にするのかということは調整ができておりません。中ではもちろんできれば同じ方向で、仲多度は3町が同じ足並みでということにはしておりましたが、詰めの段階でなかなか詰まらない点等がございます、今回は協定の方向性は合わすんですが、中は応用をきかせていくということになっておりますことを御理解いただきたいと思います。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 御理解せえいうてもしにくいんですが、原則的に当局側の答弁は、大体いつも近隣の市町と比べて、これに合わせていきますよというのがそれなんです。だから当然今回も多度津、琴平ぐらいはせめて町ですからするんかなと思ったら、それはなかったようですんで、その辺の調整ができなんだ部分をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

それともう一つは、やっぱり国の総務省の指導は、制度は国に準じてくれよと。ただし水準は地方に任せやということが基本的にはあると思うんです。それは総務省の指導なんです。それが基本給自体は県の勧告を見習いなさいよという指導は多分あつとると思うんで、その中で、今、課長が言った1.25の問題が出てくると思うんですけども、それら

について余り明確でないし、特に地域給の問題は、これは中の問題やからあんまりここで言うたらいかんと思うんですが、こんな香川県の狭いところで、高松とほかと差別するやいう、ちょっと理解できんので、その辺についても、これは委員会で話しすることでありますけれども、それが統一できなんだいうんが、香川県の指導とか市町の総務課関係の、これを導入するに当たっての部分について、ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。基本的なものだけでええけん、中身は総務委員会でやりますんで。

○関洋三議長 答弁、総務課長。

○齋部総務課長 藤田議員さんの再質問にお答えします。

地域手当の件でお話をさせていただきます。基本的には地域手当は国のほうが、今回、大幅な見直しをされておりまして、高松が3%から6%という形になっておるわけでございます。そういう中で、まんのう町は今までは地域手当というのは該当するところがなかったわけですが、今回、先ほどもお話もさせていただきましたように、まんのう町は高松市に限ってですが、100分の3%をお願いしたいというふうに考えてございます。これにつきましては、この3%というのも、この原資というのは基本的には27年度4月1日以降に給与表が、平均で、先ほど言いましたが2%、最大で4%削減になるのをもって、その原資をもってこの地域手当に充当するというふうに国はなっております。ですから国は給与表が下がっても、そこで平均に3%ほど国はとりますから、国のほうは基本的には給与は下がらないということになっております。

ただ、地方は、私どものほうは、そういうふうな地域手当というのはございませんので、下がったままということにはなります。よって、今回、香川県の中でもこの点はかなり大きな動きがあると思いますが、まんのう町としては、高松市だけに限ってですが、後期高齢に1名行っておるわけですが、将来、香川県庁への人事の交流、研修等に行く場合も該当するということにさせていただいてということで、今回、議案を上げさせていただいたところでございます。十分なお答えになったかどうかちょっと不安ですが、よろしくお願い申し上げます。

○藤田昌大議員 委員会でやりましょう。

○関洋三議長 質疑、14番、大西豊君。

○大西豊議員 先ほどの本屋敷議員の質問に関連するんですけど、報酬等審議会は本当に開くんですか。

○関洋三議長 答弁、総務課長。

○齋部総務課長 大西豊議員さんの御質問にお答えいたします。

もちろん今回の特別職の期末の率を動かすに当たりまして、平成27年4月1日以降の新たな給与の見直しがあります。国の大臣等もそれに準じて動いておりますので、もちろん同じように連動かかって、この審議会を開催するよう人の選定はもう行っております。1月に開催する旨を相手にもお伝えして、開催日も決まっておりますことをお伝え申し上げます。

○関洋三議長 再質問、14番、大西豊君。

○大西豊議員 なぜ私がそれを確認したかといいますと、もうこの議場におる方皆さん御存じのとおり、一般質問で、最終的には前の議会のときに、町長は年度末、すなわち26年3月末までに報酬等審議会を開くという約束したのを必ず開いてないと思うんです。もし開いておけば、開いておるという内容についてお伺いしたいのと、今、課長のほうから人選しとる言われましたけど、それは公募でありますか、それとも指名ですか。

○関洋三議長 答弁、総務課長。

○齋部総務課長 今、大西豊議員さんも申しましたように、26年度中に開催するという事は申し上げました。よって、26年度中に結論を出す形で、3月定例に間に合うような形で審議会を開催いたします。

なお、人選におきましては、審議会条例というのがございまして、その中に委員は5名以内という形になっております。その中にはまんのう町の区域内の公共的団体の代表、また、その他住民の必要な都度、町長が委嘱するということになっております。この方が適任だと思われる方を選任させていただいておりますことを申し上げます。公募ではございません。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、14番、大西豊君。

○大西豊議員 この招集者は課長でなく町長だと思うんです。先ほど、私の質問が悪かったのかもわからんけど、前の議会のときに、特別職報酬等審議会は、恐らく課長が準備して町長が発言したんやと思うけど、全て最終の前の答弁は、3年をめどに特別審議会を開く言うたんや。開かなかったから、私が再度質問したら、前の議会に、26年もう過ぎ去っておりますが、26年3月までに開きますということを明言しとるわけです。それにもかかわらず開いてないからしたわけで、町長に再度お伺いしますけど、報酬等審議会は開くんですか。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 総務課長から先ほどお答えしましたように、平成26年度中ということでございますので、27年1月には開催いたしたいと思っております。

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 給与、手当のことが論議になっているに際して、ちょっと進言しておきたいと思います。

○関洋三議長 質疑にしてください。

○竹林昌秀議員 この提案に対してはもう了承してるわけですがけれども、管理職の扱いというのを、この後、入念に調査していただいて、管理職が権限を持って職務を遂行できるように、責任ある対応をするものには当然それなりの処遇が要るわけですし、町役場において管理職を希望する者がいなくなりつつあるとの風評も聞いております。これへの対策を、この後、3月に予定されている審議もあるようですから、それを配慮した上での

検討をお願いしておきたい。進言でございます。余計ではございますが、本会議の席で申し上げておきたい。以上であります。

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第3号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第23、議案第3号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第3号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

第2条関係では、給与条例改正により、平成27年4月1日から医療職に対して地域手当を支給するため、診療所勤務医師の特殊勤務手当を廃止するものでございます。

第7条関係では、野犬等の引き取り従事職員の特殊勤務手当の対象作業に、有害鳥獣駆除に係る作業を加えるために改正するものです。

なお、手当額は規則において1件1,000円と規定いたしております。

その他、所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 議案第2号とも付随するんですけれども、給与関係をいらうと、多分、目算値での予算の変化が出てくると思うんです。この条例の中で条例が変わりますよというだけでなく、予算にどれぐらい影響しますよというようなものも総務委員会のほうにはつけていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。つけてくれたらいいんですけど。

○関洋三議長 ほかに質疑はございませんか。

質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 特殊勤務手当の条例の提案に際して一つ進言させていただきます。

この寒冷時期におきまして、夜間に除雪作業を指導したり、指揮監督したり、それから融雪剤をまいたり、緊急対応をする職務があろうかと存じます。災害のときには災害対応

の提案されているとおりであります。災害対策本部が設置されない段階において、寒冷時期における特殊作業、これに対する対応を先進の北陸や山陰のほうを調べていただいて、どういう仕組みがあるのか研究の上、この後、また御対応を調べていただいたらありがたいと思います。今後のための進言であります。以上です。

○関洋三議長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第4号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○関洋三議長　次、日程第24、議案第4号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　議案第4号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、鳥獣被害対策実施隊員についての報酬額を加えるために改正するものでございます。

御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質疑、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員　委員会付託するけんいうて、条例提案するときに、これ、鳥獣被害対策実施隊員が年額1,200円ですよね。年額1,200円で、何をもって目的として年額1,200円の特別職をつくり、どれぐらいの活動をお願いするのかぐらいのことは言うてくれなんだら、総務以外の人間はわかりませんから、そこはちゃんとしてくれませんか。説明をお願いします。

〔「委員長報告でやります。」と呼ぶ者あり〕

○本屋敷崇議員　委員長報告で、提案は提案やけど、提案理由はしてもらわな困る。

○関洋三議長　答弁、久留嶋課長。

○久留嶋産業経済課長　本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

この報酬及び費用弁償につきまして、この中で有害鳥獣の実施隊でございますけれども、これにつきましては、国のほうで実施隊を設けるようにということで来ております。その中で、実施隊としまして鳥獣被害対策の実践的に活動を行う方を実施隊としまして、駆除

について活動していただくということでございます。

これにつきましては、国において被害対策の担い手確保と実効性を高めるという観点から、鳥獣被害防止特別措置法に基づきまして、実施隊を設置するということができるようになっております。

現在、町では有害鳥獣に対します農作物の被害対策につきまして、猟友会会員による有害鳥獣駆除を実施していただいております。有害捕獲機関であります4月から10月には、ことし、イノシシ約260頭を捕獲されております。このように実践活動されている有害鳥獣駆除の実施されておる方を実施隊員とさせていただきますして、積極的に取り組みをお願いしたいということでございます。

それから、現在、その取り組みいただいております方々につきましては83名ということでございます。

それと実施隊員につきましては、それこそ1,200円ということで少額でございますけれども、県内の小豆島、土庄、観音寺も1,200円ということでさせていただいております。町から活動を助成するといいますか、努めていただきたいということでやっております。そういうことで、この実施隊につきましては、ほかにも実施隊員として位置づけられますと、狩猟免許税の軽減等も含まれております。そういう位置づけをさせていただいて捕獲活動に取り組んでいただきたいということでお願いしております。以上でございます。

○関洋三議長 総務課長。

○齋部総務課長 補足でございますが、確かに年額1,200円ということは、月100円ということで非常に安価なものでございますが、地方公務員の非常勤職員ということになりますので、町村会のほうに私どもとしては今後は保険を掛けさせていただきます。もしけがをすとか、何か事故があったときには、保険が同じように適用になっていくということで、安心してといいますか、その業務に従事していただけるのかなという、これが大いなのではないかなというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 提案理由でここまで詳しいのは要らんですけど、一応、何のためにつくるのかぐらいの理由はしてくれんと、委員会付託といえども、総務委員会に出席せんかったらわからんような話になりますので、それはやめていただきたいなという部分と、総務委員会の人には、この年額が1,200円で、その保険の額がどれぐらいでという話で、有害鳥獣をされよる方との相談等々をして、またお話を聞いていただければと思いますので、委員長のほうよろしくお願いします。以上です。

○関洋三議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 2 5 議案第 5 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

○関洋三議長 続いて、日程第 2 5、議案第 5 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第 5 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

条例第 5 条に規定する出産育児一時金の支給に係る加算分である産科医療保障制度掛金の見直しにより、出産育児一時金の額を 3 9 万円とあるのを 4 0 万 4, 0 0 0 円に改正するものでございます。

詳しくは担当課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 担当課長、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 議案第 5 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について説明を申し上げます。

議案書の右側が改正前となっております。5 条の 2 行目でございますが、出産育児一時金として 3 9 万円を支給するところを、出産育児一時金として 4 0 万 4, 0 0 0 円を支給するに改正するものでございます。

本日、資料をおつけいたしておりますので、資料のほうをお開きいただけたらと思います。

改正点の主な理由といたしまして、先ほど町長からも申し上げましたとおり、産科医療保険制度の一部見直しによりまして、掛金が改正されます。加算分として 3 万円が 1 万 6, 0 0 0 円に減額されることとなります。総額 4 2 万円の支給を維持するために、本体部分の条例部分で 3 9 万円とあるものを 4 0 万 4, 0 0 0 円にするものでございます。施行日は平成 2 7 年 1 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 5 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 2 6 議案第 6 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 続いて、日程第 2 6、議案第 6 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第6号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、一般職及び特別職の給与改定に準じて、期末手当の支給率を改定するために改正するものでございます。

御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

質疑、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 自分らの給料なんであれですけども、これも準じているという話がありましたけれども、自分らで自分らの議決する部分においても、特別職の報酬等審議会をかけていただいたほうが私たちはありがたいけれども、その気はないんですか、あるんですか。それは1月まで開く気がない。できれば給料とは関係ないと言われても、やはり入ってくるお金では報酬の一部として入ってきよるわけですよね。それを特別職の報酬等審議会にかけていただいた上でオーケーと言われれば私たちも議決はしやすいわけですけども、そういった配慮をしようと思ったことはなかったわけかどうかだけお聞きします。

○関洋三議長 答弁、総務課長。

○齋部総務課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

基本的に町長、副町長、教育長の給料の額を決める、また議員さんの議員報酬の額を決める、これにつきましては、特別職報酬等審議会に1月に入ってかけさせていただきます。ただ、この期末手当というものは、給料じゃなくて給与ですね。その他の費用と申しますか、そういうものになりますので、今回の議案には、まず国に準じて期末の0.15を一般職に合わせて改正させていただく。なお、その後ですが、特別職報酬等審議会にかけて、今度はふだん月々もらっております報酬、また給料につきましては、報酬審議会でも適切かどうか、国のほうも、内閣総理大臣を初めとしてですが、改正をされるようになっております。国のほうはもうするようになっておりますが、そのあたり、県下の動向も見ながらということで、今回、3月に上げさせてもらおうということになっておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○関洋三議長 質疑、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 総務課長はそういうわけですが、一般的に見て賞与という部分は給与とかなり連携する部分があるわけですから、もう少し配慮いただきたいなという部分がありますが、あとは議運にお任せしますんでよろしくをお願いします。

○関洋三議長 ほかに。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 今の関連して、報酬等審議会の招集者である町長にお伺いします。

先ほども言いましたけど、やっぱり特別職報酬等審議会は、本当はある程度必要に応じて開かなければならなかったんだと思うが、今まで私の一般質問でも明らかになったように、もうほとんどやってないというのが現状であります。今回、我々議員の報酬についても、特別職報酬等審議会に関連する部分がありますので、開いてから議案に出すのが私は妥当でなかったかと思うんですけど、再度お伺いしますけど、招集者であります町長に対して、報酬等審議会はこの会期中に開くのかどうかお伺いします。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 質問にお答えいたします。

議員さんの報酬のことでするので、なかなか我々がどうこう言うことは差し出がましいかもわかりませんが、今回、こういう形で出させていただきました。

また、報酬等審議会につきましては、何回か数を重ねて結果を出していくということにもなりますし、周りの状況等も見て、それも調査して審査することになりますので、今議会中には開く予定はございません。1月に入って開く予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、議会運営委員会に付託いたします。

日程第27 議案第7号 まんのう町認定こども園条例の制定について

○関洋三議長 次、日程第27、議案第7号 まんのう町認定こども園条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第7号 まんのう町認定こども園条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、現在、仲南地区において進めておりますゼロ歳から5歳を対象とした就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供を行う施設認定こども園の設置に関して新たに条例の制定を図ろうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 担当課、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 議案第7号 まんのう町認定こども園条例につきまして御説明させていただきます。

この条例は、現在、進めております認定こども園の設置に関しまして、新たに条例の制定を行おうとするものでございます。

第1条、目的でございますが、認定こども園において就学前の子供に教育と保育を一体的に行い、あわせて家庭保育の支援を行うことを目的といたしております。

第2条、設置でございますが、就学前の子供に関する教育、保育の総合的な提供に関する法律、通称認定こども園法と言われますが、第3条3項に基づき設置を図るものでございます。

第3条、名称及び位置でございますが、このたび設置を図るこども園の名称はまんのう町立仲南こども園でございます。構成する施設は仲南地区の二つの幼稚園と保育所1所を活用して教育、保育を実施してまいります。

第4条、事業等でございますが、認定こども園では幼稚園教育と保育あわせて子育て支援を行うものでございます。

第5条、通園区域でございますが、仲南こども園の通園区域は、仲南地区内といたしておりますが、保育を必要とする子供は全町といたしております。

第6条、定員でございますが、幼児教育のみ利用する子供さんが45名、3歳未満の保育を利用される子供さんが45名、幼児教育と保育を利用される子供さんが45名といたしております。

第7条、入園資格及び入園手続でございますが、まんのう町幼稚園規則及びまんのう町保育所条例の規定を適用するものといたしております。

第8条、入園の承諾・不承諾でございますが、これは保育を必要とされる子供さんの入園の承諾に関するものでございまして、まんのう町保育所条例施行規則を適用するものといたしております。

第9条、退園の届け出及び入園承諾の解除等でございますが、退園・入園承諾の解除に関しましては、まんのう町の幼稚園規則及び保育所条例施行規則を適用するものといたしております。

第10条、保育料等の減免でございますが、保育料等減免に関しましては、幼稚園保育料の徴収条例と、保育所条例施行規則を適用するものといたしております。

第11条、条例施行において必要となる事項を規則で定めるものといたしております。

附則でございますが、本条例の施行日は平成27年4月1日といたしております。

この条例につきましては、現在、建設中であります仲南地区幼児教育保育施設が工事遅延のため、年度内完了が見込まれない状況となりました。そのため竣工後の新しい施設での運用が開始されるまでの間、仲南北幼稚園、仲南東幼稚園、仲南東保育所の施設を使用して、認定こども園として運用の開始を図ろうとするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質疑、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 条例の提案を見たこと、まことに頼もしく思っております。認定こども園のあり方を決めるのが条例であって、条例は権利と義務、権限と責任の体系でなければならないと思います。この保育所と幼稚園という二つの省庁にまたがり別の法令で運用したものを一体的にやろうとするんですから、多くの困難、乗り越えるべき課題があるかと思います。そのときに園長がどのような権限を付与され、どのような組織をもって運用するのか、これが問題解決の基本だろうと思います。

本条例においては、こども園に園長、保育士、幼稚園教諭、その他職員を置くという一条が必要であろうと思います。そして園長に付与されるべき権限を箇条書きで列記すべきものと思います。

私はかつていろんな施設の条例を10本超えて起草しましたが、必ず職員の配置を決めておりました。その職員にどのような権限を与えるのかということでもあります。指定管理者の制度を行う運用をする場合には、設置者としての町の権限と指定管理に任せる権限と区分けする必要があります。これは協定書で決めるべきものというよりも、権限と責任、権利と義務の体系でありますから、条例もしくは規則で決めるべきものと思います。それがあるほうが、多分園長さんは円滑な運営がしやすいんじゃないかということでもあります。

私が、今、非常に残念に思っておりますのは、町民体育館と図書館条例において、どのような体育館、どのような図書館を本庁において運営するのかの枠組みが規定されておらず、その運用の責任者の権限と組織ということは書かれていない、これは非常に残念なことだと思っております。それはちょっと別の機会に譲るとしまして、こども園についてその検討を執行部も研究していただきたいし、常任委員長さんもそこを視野においた論議を常任委員会でされることを望みます。

そして、認定こども園は次に掲げる事業を行うとして、幼稚園教育要領、児童福祉法とありますが、この中身を委員会において説明されることを希望します。

そして、もう一点であります。それまでのところを常任委員会において入念に調査研究され、論議尽くされることを希望いたします。以上です。

○関洋三議長 ほかに。

質疑、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 4条の1、幼稚園教育要領の中で、これは学校教育法に入るんですね。第2項になれば、児童福祉法の中の部分に入って、これは福祉保険課ですかね、対応するのは。この部分で、責任の度合いはどちらがどうなって、例えば2歳児までは幼児ですよね。それで3歳では二つに分けられることもありますし、その辺で所管の責任というのはどこにどうなっとるんか、2歳までと4、5と3歳、それぞれあると思うんですけど、それで役場の所管になれば、学校教育はこれは学校教育法の中にありますけども、児童福祉法になれば福祉保険課の担当でしょ、これは当然。その辺の部分をちょっと明らかにしていただきたいと思います。

また詳しい分は多分3歳の一番困ると思うんです。実際、3歳児の場合は保育所であれ

ば保育所なりのあれをするし、幼稚園になりや幼稚園なりのあれになると思うんです。そしてまた、その辺の扱いを、例えば先進地域の綾川町であれば、3歳児は3学期になれば昼寝なしよと。それまでは昼寝しよりますけど、そういったいろいろな対応をしようんですよね。その辺の具体的な部分をちょっと委員会でもせないかんと思うんですが、基本的な問題だけお答えください。こんまいんはかまんけんな。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

4条の事業の内容の中の幼稚園教育要領というのがございます。これにつきましては、3歳児以上のお子さん、認定こども園においては3歳児以上は幼稚園教育をということで考えてございます。

次の児童福祉法でございますが、これは保育の必要なお子さんということでございますから、ゼロ歳から5歳までが適用になるということでございまして、3歳以上のおさんは入園されてから2時までは幼稚園教育ということになります。2時以降に保育の必要なお子さんについては、保育要領ということになります。ですから、そういったところで二つの要領、指針とありますが、重なってくるということでございます。それに基づくものとして第4条に書かせていただいておりますということでございます。よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 一応これは、表向きは認定こども園条例になってますから、認定こども園ですから、それなりの対応が要ると思うんです。今までやったら、幼保一体化いうたら、これは完全な一元化ですよ、認定になれば。一元化の対応をするんでしょ。それはそれで対応して、一体化と一元化というのは言葉では違いますから、全然、中身は。すごく変わるんですよ。それをきちっと認識していきながら、ここでは多分委員会できちっと話されると思うんですが、それぞれやっぱ2歳児までは保育園児ですよ。ですからその辺の部分を具体的にどう取り扱うのかいうのと、3歳児が一番ややこしくなりますし、保育料も変わるし、その辺もいろいろあると思うんで、それは詳しく話してくれたい。ただ、所管の2歳児までが福祉保険課が関与するのかせんのか、その辺、そこだけちょっと明らかにしとってください。

○関洋三議長 答弁、尾崎課長。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

所管ということがございますけれども、認定こども園に入園されておるお子様ということになりますので、所管は教育委員会のほうになろうと思います。どうぞよろしくお願いします。

○藤田昌大議員 児童福祉法はどなんなるんな。

○尾崎学校教育課長 児童福祉法の中には幼児に対する保育と書いてございます。ですからこれは保育所という考え方というように思っていたらありがたいかと思いま

す。よろしくお願いします。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

7 番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 よう似た話なんですけど、認定こども園としての条例ですね。だから、今回、竹林さんも藤田さんのほうも言いよるところでいったら、この事業等という第4条の部分ですね。この部分のもう少し明記が必要なんだろうと思うんです。今、教育課長が言ったように、2時までが幼稚園で、それからが保育というような話も言いよりしましたけども、こども園の中で保育の中に幼稚園カリキュラムを組み込むこともできたりするわけですね。前々から僕のほうは、保育の中にカリキュラムを組み込むほうがいいんじゃないんですかという話もしよったんですけど、そのあたりの実情が、今、現状を初めて聞いたような形にもなるし、こう言われたけども、いやこうですよと返しとる部分があっても、その返答がなかったわけですね。そこから条例が来とるわけですけども、もう少しこの条例をつくり込んでいく上で考えないかところが多々あるんだと思うんです。それが竹林さんが言うような、今の体育館の運用規則が、事業が何をするのか書いてないと。ただ条例をつくるために条例をつくりよんだらうと思うんですけれども、それではいかんやろうと。条例というのは基本的に、先ほども竹林さんが言ったように、利用する側の住民にとっての権利を守るものでもある。役場のために存在するものでもない。住民のために存在するのが条例でもある。その部分から考えて、この条例では書かないかんことがちょっと少な過ぎるんじゃないかなと思うんですけれども、それも含めて、規則も当然付随して後で出していただきたいなと。議会としてはこの規則から条例に上げるべきものも、本来、住民側からすれば条例で明記すべきものがあるかもしれませんので、そういった部分を付して、教育民生常任委員会のほうに出していただけるようにお願いします。できますかね。

○関洋三議長 尾崎課長、答弁。

○尾崎学校教育課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

事業等につきましては、もっと具体的に申しますか、詳しく御説明はまたさせていただきますと思いますが、原則的に認定こども園でございますので、まずゼロ歳から2歳の保育児さんがおいでます。そして3歳から5歳までの保育の必要となるお子さんがいらっしゃいます。その方に合わせて幼稚園教育を行います。そして2時までのお子さんですが、幼児教育の必要なお子さんには幼児教育を行うということで、事業の内容としてこの3項目、あと子育て支援、家庭教育のための支援センターを併設いたしますので、3項目を入れておるといところでございます。

それと、あと職員等につきましては、認定こども園の条例施行規則というのを考えておりますので、そちらのほうもまた御提示させていただけたらというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 続いて質問者、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 先ほど申し上げたことは、町の組織条例とか規則とか、それと設置条例とは大きく関連するんだろうと思います。そして、条例のもとで動く規則に細目を定めますから、条例を提案する際には規則は必ず添付資料として出していただきたいなということでもあります。規則は実質の効力は条例と変わりませんから、公示した法令としての扱いを受けますから、非常に重要なものです。以上、お願いしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○関洋三議長 ほかに質疑。

質疑、13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 質問じゃないんですけど、今、聞いと思ったら、結局、これ論議してるんは、我々は専門職でなくて、専門職は幼稚園と保育所におるわけや。勉強して、ちゃんと国家試験とって、きちっとした免許持った者が。今、質問しとる内容を聞いたら、一般住民から見たら、どっかの施設へ預けるかと。どっかのシルバー業務に委託するかというような考えにとられた場合どうするんですか。もっと教育委員会がきちっとして、我々は責任持って教育しますというあれを言ったら、それでいいんじゃないかな。ああじゃない、こうじゃないいうて。我々素人や、専門家じゃないん。議員は議員だけど、教育に関する小学校は小学校、中学校は教員免許を持った方々がおる。その運営をどうするんかいうのは、教育長、教育委員会でやるんでしょ、はっきり言って。それをちゃんと明確に表示せんから、今度、新しいできる保護者が聞いたらどうなるん。議員にあんなに質問されて、うだうだうだうだと言ひよるから。我々は心配しとる。心配しとるけど、やっぱり専門職がおるんだから、我々は立派な施設をつくって、お金の心配して、あとの運営は専門職で頼むぞというのが我々の希望だと私は思いますから、その辺はやっぱり勘違いせんように、教育委員会と委員会でちゃんとやっとなるんだったら、その部分をきちっと明確にせんかったら、一般の住民から見たらどなんなるんな。だから保護者はわあわあ騒ぐんや、いろんな心配して。きちっとやっぱりそこらはやってもらわないかんのじゃないですか、これを出しとる以上は。そうでしょ。もし違っと思ったら課長なり教育長なり、私の質問に対して答えてちょうだいよ。よう私はわからんけど、皆さん、御相談して決めますいうんやったら、それを言うてちょうだいよ、ちゃんと。一般の者から見たら迷うがな、そんなこと言ひよったら。議員だから何でもかんでも聞いたらええんとちゃうんや。しゃんとして答弁したらええんや、しゃんとして。

○関洋三議長 答弁、教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 三好議員さんの御質問にお答えします。

教育委員会はいろいろな専門の方々からの御意見も参考にしながら、国の方針に基づき、また、我々のこれまでやってきました教育の方針に基づきこども園というものを決定いたしております。このこども園の方針に従っていろいろな条件を整備していかなければならないということで、施設の整備、それから運営体制の整備、こういったものを、今、条例として提案させていただいております。

これにつきましては、今後、規則というものについて、細かいことについては決定してまいり所存であります。今回、具体的に提示はできておりませんが、条例に基づいたしっかりとした仲南こども園、あるいはまんのう町の認定こども園としての設備整備のための条例、規則というものをしっかりとつくってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○関洋三議長 再質問、13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 結局、皆さんが心配するのは、そういうのがきちっとできとらんから。ただ、大きな立派な施設をつくって、きちっとした教育をする、それは基本ですよ。どうするんじゃ、こうするんじゃ、みんな口々に言って、言ったことに全部反論するんじゃなくして、任せとけと。先生はちゃんと免許を持った者を配置して、数だけ配置してある、給食設備もちゃんとしてありますと。実際に私は現場の、今、できるところを何回も見に行っております、まだ途中ですけど。若干おくれた。これはやはり世間の情勢がこういうふうになって、事務の怠慢、現場の怠慢でなくして、材料が結局、今、選挙が行われておりますけど、一時的にちょっといろいろな問題がありまして、3年数カ月いう間が冷え込んだと。そういう中で会社も低迷したり、全てが低迷したというんで材料が足らんわけですから、探してきても足らんもんは足らないと。ただし初めにそれを何で予知できなかったかというのは、特別委員会でもいろいろ議論しとるでしょ。中学校でもそう。教育民生でも議論してます、それは。そんなのは2年も3年も前に契約したんじゃないんですから、つい最近、契約したわけですから。その辺が不安に思っ取るから、いろんな人がいろんなことを言うんです。ただし、やはりあそこで預かる先生は皆、免許を持った方々でしょ。素人は行ったりやせんでしょ、ほとんど。全部責任を持って預かって教育できるんですよ。それをちゃんとやっぱり教育委員会が任せてくれといたらそれでいいんじゃないですか。我々はお金の心配と、大きなシステム上の問題はできるけど、それ以上踏み込んで云々というのは、やっぱりちょっとどうかなと私は思いますけど、教育長、どうですか。もっと自信を持って任せと言えんのですか、専門のおるんだから。

○関洋三議長 教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 三好議員さんの再質問にお答えします。

私たち教育委員会としましては、皆さん方の御意見を伺いながら、なおかつ我々の教育委員会としての議論というものをしっかりやっております。その議論に基づいていろいろな提案を事務局として出させていただいておりますので、この点については自信を持ってやっておりますので、御安心いただけたらというふうに思います。以上です。

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

7番の再質問、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 議長もとめていただかんかったら困るんですけど。

○関洋三議長 誰をとめるん。

○本屋敷崇議員 条例ですから、条例とは住民の権利と権限。

〔「そんなもんわかつとる、言わんでも。」と呼ぶ者あり〕

○本屋敷崇議員 責任、そういうのを明記するために条例つくっじょるんですが。条例出すときに、うちに任せとけ、中身はどっちでもええんじやいう話したら、これは条例出す意味ないやないですか。

〔「中身はええとは言えへんがな。」と呼ぶ者あり〕

○本屋敷崇議員 今、発言おかしいでしょ。

〔「住民が迷うようなこと言うな。」と呼ぶ者あり〕

○本屋敷崇議員 ほんならこれ、条例、議会に付する意味があるんですか。

〔「あるきん、出してきとんじや。」と呼ぶ者あり〕

○本屋敷崇議員 おかしいことになつとるでしょうが。条例に明記するものは何か、こども園は何を目指すのか、そのためには何が必要なのか、それを議論しよんが今でしょ。だから教育委員会は条例に付すべきものとして、規則もちゃんとつくつとかないかん。それが出してこないかん、ほんまは。今、できよるではおかしい。違いますか。議長もめてくれな困るし、教育委員会も条例の意味はもうちょっと理解してもらわな困る。

〔「違う、違う。」と呼ぶ者あり〕

○本屋敷崇議員 わかつとるけど、それ。表向きに当然言うとかないかんでしょ。議長、そこはちゃんとお願いしますよ。

○関洋三議長 はい。手短にお願いいたします。

11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 本屋敷議員と同じですけども、はっきり一回一回中身をもんでもらうんは、教育民生常任委員会なんですよね。それに対して、こういった部分がありますよということを、我々は我々の立場でお願いしよるんですよ。例えば、学校教育法に入る部分だとか児童福祉法に入る部分とかはわかるでしょ、どうしても。1歳児、2歳児は児童福祉法なんですよね。その中で扱うんやから、その扱いをしてくださいよということで、そしてそれに対して、幼稚園の教諭がおったり、保育士がおったりしながら、それぞれの資格を持った方が、国家資格と県の部分と両方ありますよね。保育士と教諭については違うでしょ、資格の中身が。両方持った人が今度しますよということで、前、言っていましたよね。保育士だけではもう雇いませんと。そういう方向性を出しとったでしょ。それでええんですよ。だからそういった資格を持った人が、これに基づいてやりますと。それで竹林議員が言ったみたいに、この先生にはこういった権限があって、ここまでもうやりますと。幼稚園教諭やったら、そのカリキュラムにのっとってちゃんとやりますというのをきちと条例の中で言って、それをなおかつこの条例に対して規則が出てくるんですよ、当然細かい部分が。それで最後には、その他は町長の何とかによるいうて、教育長の何とかによるいうて出てくるでしょ。そういうことをしてくれたらええんであって、ある程度、中身はきちっとしていきながら、権限ははっきりしとかんと、条例ですから。どうでもええんじや、適当にやれやいうんではいかんので、そこだけこの本会議の中でもんでいっき

よんですよね。そのもんだ意見をもって教育民生常任委員会でやってもらって、委員長がまとめてくれたら、その報告を我々がどうするかだけの問題なんです。そういうことですから、別にいちゃもんつけよるんじゃないんですよ。こういった問題がありませんか、こういった問題がありませんか、だからそのことを含めて委員会で話してくださいよということで質疑をしようんです。それだけのものです。以上です。勘違いせんといってください。

○関洋三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

休憩をとらせていただきます。議場の時計で2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

○関洋三議長 それでは休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

日程第28 議案第8号 まんのう町保育所条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第28、議案第8号 まんのう町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第8号 まんのう町保育所条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、まんのう町保育所条例の一部を改正し、あわせて認定こども園の設置に伴い仲南東保育所の廃止と、現在休止しております仲南北保育所の廃止を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 担当課、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 議案第8号 まんのう町保育所条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この一部改正は、平成27年4月の子ども・子育て支援法施行規則の実施に伴い、現在のまんのう町保育所条例の一部を改正しようとするものでございます。

まず、第1条中の保育の実施を保育の利用に改めるものでございます。これは、子育て支援法の中で保育に関しまして利用という語句が用いられておるため、実施を利用と改めるものでございます。

次に、第3条の改正でございますが、第1条同様に、実施を利用と改め、基準となる内容につきましては、子ども・子育て支援法施行規則において規定されておりますことから、現在の保育所条例において定めております項目を削除するものでございます。

次に、第4条でございますが、保育料の徴収に関しましては、徴収の根拠となる児童福

祉法第56条が改正されるため、第3項を削除するとともに、限度額を定めるものでございます。

次に、第2条、保育所の設置別表につきましては、平成27年4月より仲南こども園の設置を予定いたしておりますので、仲南東保育所を廃止とし、あわせて、現在、休止しております仲南北保育所の廃止を行うため、別表より削除いたしております。

以上、簡単でございますが、一部改正の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質疑、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 この条例ですけれども、大きな部分で言えば保育料の上限を決めたところだと思うんですけれども、4万円とした理由、幼稚園のほうは1万6,000円でしたっけ。違うかったら後で訂正していただいたらと思うんですけれど、1万幾らかと、預かりが入って9,000円足して2万5,000円ぐらいだったと思うんですけれども、幼稚園のほうですよ。それにあわせてもよかったんじゃないかなと思った部分はあるんですけれども、それを4万円とした理由というのはどういうところにあるのかなということだけ聞かせていただければと思います。

○関洋三議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、保育料の前に幼稚園でございますけれども、幼稚園の保育料につきましては月額5,000円ということでございます。これと給食費として4,000円がでございます。それと、預かり保育をされている方は5,000円ということで、6時までという場合については1万4,000円というふうになろうかと思います。

それと保育料でございますが、現行が4万円ということで、県下の中では低いほうといえますか、今のところ4町だと思いますが、4万円が一番低いと。それに合わせております。これにつきましては上限でございますから、保育料の設定については検討ということになろうかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 一点、なぜこれを聞いたかといったら、琴南地区の場合は幼稚園が地区内にないんです。保育所だけなんです。保育所の場合で、家庭のその親の給与によってはかなり高額な保育料がかかったりもするわけです。しかしながら、幼稚園がないところから考えても、幼稚園にすべきなのがええんかもしれんですけれども、私も子供が行っておりますけど、保育園という形でかなり機能もしていますので、そういった部分は、今現在、待機児童がいるわけでもない当町において、保育園と幼稚園をそこまで分ける必要性があるのかどうかということもちょっと考えていただければ、また保育料が少ないと

なれば、町的にも新しい入居者を構えるためにも、かなりほかと比べても少ないといっても、そこは対象者が少ないだけに影響額も少なくなると思いますので、また教育民生常任委員会のほうで検討いただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○関洋三議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第29　議案第9号　香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について

○関洋三議長　次、日程第29、議案第9号　香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についての提案理由を御説明申し上げます。

土庄町小豆島町環境衛生組合が、平成27年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となりました。

規約の変更につきましては、添付しています新旧対照表内の別表第1及び別表第2、三豊総合病院企業団、土庄町小豆島町環境衛生組合を三豊総合病院企業団に。別表第3の6の項中、伝法川防災溜池事業組合、土庄町小豆島町環境衛生組合を伝法川防災溜池事業組合に改めるものでございます。

については、これらの協議について、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 9 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 0 議案第 1 0 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

○関洋三議長 次、日程第 3 0、議案第 1 0 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について御説明申し上げます。

土庄町小豆島町環境衛生組合が、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第 2 8 9 条の規定により、香川縣市町総合事務組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議が必要となりました。

内容といたしましては、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により、土庄町小豆島町環境衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第 1 3 条及び第 1 5 条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例第 5 条第 2 号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとするものでございます。

ついては、この協議について、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 0 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第10号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第11号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について

○関洋三議長 日程第31、議案第11号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第11号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴い、これにあわせて組合規約の関係部分を変更するものでございます。

地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 変更前の11条、12条、13条に関する部分ですけど、中讃ふるさと市町村圏基金の設置の部分で、今回、削除することとなつてんですけども、この基金は、今現在、残高としてどれぐらいあるものなのか、その基金としてあるものを削除してしまうことによって、この扱いはどうなるのかという説明がいただきたいんですけども、お願いできますか。

○関洋三議長 答弁、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、ふるさと市町村基金でございますが、基金の元本といたしましては、まんのう町部分としまして1億1,790万円が元本としてございます。当然のこと、丸亀、善通寺、琴平、多度津、それと香川県がこの中の出資がございまして、香川県のほうが1億円ござい

まして、全てを足しまして基金の元本は１０億円というふうな格好になります。それ以外に基金の運用益としまして、現在のところ、これは直近ということではございますが、５，２９０万円余の基金がございまして、総額で１０億５，２９０万９，６０２円というふうな格好で、現在のところ、基金がございます。

この基金につきましては、平成４年度、平成５年度につくられた基金でございまして、この基金は市町村が起債で借り入れた金額をふるさと市町村圏の振興策に使うということで基金の造成を国が認めております。それにつきまして、平成２０年１月１０日に国のほうが基金の取り扱いについて、ちょっと読ませていただくんですが、ふるさと市町村圏基金の取り扱いについては、基金の取り崩しの可否を中心に多くの照会が寄せられていることから、今般、下記のとおり考え方を整理したので、事務の参考にしてくださいということで、ふるさと市町村基金については、広域行政機構及び構成市町の事業実施に必要な限度において取り崩しができるということで、今回、この基金につきましては全て取り崩すというふうな格好で、中讃広域圏では手続を進めております。最終的には、今までこの基金でやられておった事業につきましては、いわゆる負担金によって実施をしていくというふうな格好になろうと思いますし、現在、既定の変更をここで御議決いただいた後、広域行政のほうでも組合議会で可決をいただいて、その後、また３月議会に財産処分の手続の規約の変更の議決をまたお願いするような格好になろうと思います。

最終的には、次年度に解散させていただいて、基金を分配するような格好になってよいうというふうに考えております。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、７番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 今の話でいけば、基金のまんのう町部分１億１，７９０万円は来年度に返ってくるということだと思うんですけども、多分もともとこれ、運用益において中讃広域の中の事業をしようということで回してきたもんやと思うんですけども、今の総務省の見解で言えば、その基金を取り崩したいんやけどどうしようかという話でこういうことになったんやと思うんですが、事業は実際問題しよらんから、もう基金、これ、返したらええがという内容の理解でいいのかどうかということだけお願いしたいなと。

○関洋三議長 高嶋課長。

○高嶋企画政策課長 本屋敷議員さんの再質問に対してお答えします。

少しさっきの御質問の中の部分で補足をさせていただいたらと思うんですが、基金の取り崩しについては起債をさせていただいた部分の未償還がある場合はできません。今回の場合は全部償還されておるので、解散が可能にはなっておりますのを付け加えさせていただきます。

それとふるさと基金関係の補助事業というのが、中讃広域のほうで実施をされておまして、これにつきましては平成２５年度については４００万円程度、平成２６年度につきましては１，０００万円程度の事業を実施しております。いわゆる広域圏で実施するような仕組みも事業として取り組んでいることもありますし、これを引き続き、それに伴う事

業については継続的にやっていく必要はあろうかというふうに考えております。先ほどお示したように、その部分については今度はあくまで負担金を払ったというような格好になってこようかと思えます。

それとこのふるさと市町村圏につきましては構成市町の考え方もございますので、はっきり言ってまんのう町だけの考えで処理できるものではないということをお含みおきいただきたいと思えます。以上でございます。

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員会の付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第11号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第12号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

○関洋三議長 日程第32、議案第12号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第12号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,389万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,971万3,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表をごらんください。これは起債の目的にあるそれぞれの事業について追加分は上段の表に、変更分は中段の表に、廃止分は下段の表

にそれぞれ記載いたしております。

それでは、事項別明細書により歳入に関する主なものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第13款使用料及び手数料54万円の増額は、第2項手数料、第2目衛生手数料において、塵芥収集手数料の増額によるものでございます。

10ページをお開きください。

第14款国庫支出金において1億1,159万7,000円の増額は、主に第1項国庫負担金において障害者自立支援給付費負担金を1,500万円、児童手当交付金を306万6,000円それぞれ増額し、第2項国庫補助金において、がんばる地域交付金を6,507万7,000円、地域経済循環創造事業交付金を2,300万円それぞれ追加計上したことによるものでございます。

11ページをごらんください。

第15款県支出金において1,474万2,000円の増額は、主に障害者自立支援給付費負担金を750万円増額したこと及び農地台帳システム整備事業補助金を142万9,000円、スクールソーシャルワーカー配置促進事業費補助金を524万7,000円追加計上したことによるものでございます。

12ページをごらんください。

第19款繰越金9,431万3,000円の増額は前年度繰越金です。

13ページをごらんください。

第21款町債は730万円の減額です。これは主に合併特例債である仲南支所周辺整備事業債を2,170万円、町道改良事業債を1,830万円、がんばる地域交付金へ財源がえしたこと等による減額及び中学校、幼稚園施設整備事業の財源として合併特例債を合わせて3,040万円増額し、道路橋梁災害復旧事業の財源として災害復旧事業債を230万円増額したことによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

第1款議会費、第1項議会費において458万1,000円の増額は、議員勤勉手当及び費用弁償の増額及び給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正によるものでございます。

15ページをお開きください。

第2款総務費の補正の主なものを御説明いたします。主に人事異動及び給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正であります。第1項総務管理費において職員人件費の増額のほかに、第13目情報通信費で社会保障・税番号制度システム整備負担金を98万1,000円増額しております。

また、第15目支所及び出張所費において、仲南支所周辺整備事業費に係る地方債を2,170万円減額し、国庫支出金2,200万円を増額する財源がえを行っております。

次に、第２項徴税費では、第２目賦課徴収費の中讃広域行政事務組合負担金を２３８万円増額しております。

１７ページをお開きください。

第３款民生費の補正の主なものを御説明いたします。

民生費は主に老人福祉管理費、障害者福祉管理費、児童手当給付費においての増額及び人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正により、総額５，９１９万９，０００円を増額しております。

第１項社会福祉費においては、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金を１，１４７万円減額、介護保険特別会計繰出金を６８５万９，０００円増額し、障害者福祉管理費において、障害者自立支援給付費等合わせて６，０８６万２，０００円を増額しております。

１８ページをお開きください。

第２項児童福祉費、第１目児童福祉管理費では、乳幼児医療費支給事業費など２４４万７，０００円を増額、第３目児童措置費において児童手当給付費を４６０万円増額しております。

１９ページをお開きください。

第４款衛生費の補正の主なものを御説明いたします。

第１項保健衛生費において、簡易水道特別会計へのがんばる地域交付金分繰出金を７１０万円増額、環境衛生管理費を１７２万円増額、火葬事業費に１４３万８，０００円を増額、第２項清掃費において、塵芥処理事業費２５１万２，０００円を増額、第３項上水道費では、水道事業会計へのがんばる地域交付金分繰出金２，３２０万円を増額いたしております。

２１ページをごらんください。

第６款農林水産業費の増額補正６９７万９，０００円の主なものを御説明いたします。

第１項農業費において、人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正のほか、農地台帳システム整備事業負担金を１４２万９，０００円を追加計上し、県営事業負担金等、土地改良事業費を１４０万円増額しております。

２２ページをお開きください。

第７款商工費の補正の主なものを御説明いたします。

第１項商工費において、人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正のほか、地域経済循環創造事業補助金を２，３００万円追加計上しております。

２３ページをお開きください。

第８款土木費の補正の主なものを御説明いたします。

第２項土木管理費において、人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正のほか、道路橋梁維持管理費を１，１１１万円増額、第３目道路橋梁新設改良費においては電柱移転補償費を２００万円増額し、町道改良事業費で地方債から国庫支出金への財源振替を行っております。

また、第４項都市計画費においては、人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正による下水道特別会計繰出金１２２万円の増額、第５項住宅費において町営住宅管理費２００万円の増額をしております。

２４ページをお開きください。

第１０款教育費の補正の主なものを御説明いたします。

第１項教育総務費において、人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の増額補正及び発達障害児就学支援事業費５２４万７，０００円を一般財源から県支出金へ財源振替を行っており、総額１，１７２万円を増額し、第３項中学校費において用地取得費として１，０００万円を追加計上いたしております。

第４項幼稚園費において、人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の増額補正のほか、幼稚園施設整備費を３，２００万円増額し、第６項保健体育費において職員人件費２４９万円を増額いたしております。

２５ページをごらんください。

第１１款災害復旧費の補正の主なものを御説明いたします。

第２項土木災害復旧費において、台風１１号による道路橋梁災害復旧事業費の追加として７００万円を増額しております。

なお、３１ページから債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしく申し上げます。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質疑、１４番、大西豊君。

○大西豊議員 １９ページの分別収集事業費、修繕料９８万５，０００円の説明をお願いいたします。

○関洋三議長 予算決算特別委員会付託になっておりますので、そちらのほうではいかがでしょうか。

○大西豊議員 簡単に説明してください、９８万５，０００円。

○関洋三議長 簡単に結構だそうです。よろしいですか。ちょっと用意してますので。答弁、担当課、住民生活課長、森末史博君。

○森末住民生活課長 大西議員さんの御質問にお答えします。

９８万５，０００円、この金額が分別収集事業のところで計上されてございます。これにつきましてはリサイクルセンター、こちらのほうが平成９年から使用しておりますが、屋根のうちの一部が雨漏りをしているということでございまして、分別収集ごみのほうがぬれる状況にありましたということで、修繕のほうを計上させていただいておるところで

ございます。屋根の修繕費ということで御理解いただきたいと思います。

○関洋三議長 ほかに質疑はないものと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１２号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第３３ 議案第１３号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号

○関洋三議長 次、日程第３３、議案第１３号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第１３号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号について御説明申し上げます。

３３ページをお開きください。

第１条第１項の事業勘定の歳入歳出予算の補正については、３５ページの第１表をごらんください。

事業勘定の予算額に歳入歳出それぞれ１，２２０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５億４，５００万円とするものでございます。

また、第１条第２項の直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正については、４１ページの第１表をごらんください。

直営診療施設勘定の予算額に歳入歳出それぞれ２６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，６０６万円とするものでございます。

事項別明細書３９ページをお開きください。

歳入では、第１０款繰入金、第１項他会計繰入金のうち一般会計からの基金繰入金を１，１４７万円減額しており、第１１款繰越金を２，３６７万円増額しております。

４０ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第１１款諸支出金、第１項償還金及び還付加算金において、償還金を１，２２０万円増額いたしております。

次に、直営診療施設勘定の事項別明細書４５ページをお開きください。

歳入では、第６款繰入金において一般会計繰入金を２６万円増額し、４６ページ歳出では、第１款総務費を人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正により２６万円増額いたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあく

までも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第34 議案第14号 平成26年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案） 第1号

○関洋三議長 日程第34、議案第14号 平成26年度まんのう町介護保険事業特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第14号 平成26年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げます。

49ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ2,858万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,198万円とするものでございます。

事項別明細書55ページをお開きください。

歳入では、第9款繰入金、第1項一般会計繰入金を685万9,000円増額し、第10款繰越金では前年度繰越金を2,172万1,000円増額いたしております。

56ページをお開きください。

これに対する歳出では、第1款総務費においては、認定調査費を267万9,000円増額し、第5款地域支援事業費において、人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正により418万円の増額、第9款諸支出金では償還金を2,172万1,000円増額いたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第35 議案第15号 平成26年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第2号

○関洋三議長 続いて、日程第35、議案第15号 平成26年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第15号 平成26年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げます。

59ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,150万円とするものでございます。

事項別明細書65ページをお開きください。

歳入では、第1款診療収入を955万円減額、第6款繰入金のうち診療所管理運営事業基金繰入金を539万9,000円増額、第7款繰越金で前年度からの繰越金を135万1,000円増額しております。

66ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第1項施設管理費の一般管理費において、人事異動等による職員人件費の補正により133万円を減額し、第2款医業費では医療用消耗器材費を47万円減額、医療用衛生材料費を100万円減額しております。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第36 議案第16号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第1号

○関洋三議長 次、日程第36、議案第16号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第16号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。

69ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ166万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,664万円とするものでございます。

事項別明細書75ページをお開きください。

歳入では、第2款使用料及び手数料、第1項使用料において現年度分給水使用料を166万円減額、第6款繰入金のうち一般会計繰入金を710万円増額、第7款繰越金において前年度繰越金を710万円減額いたしております。

76ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第1項総務管理費の一般管理費において、人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正により166万円減額いたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第37 議案第17号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号

○関洋三議長 続いて、日程第37、議案第17号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第17号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。

79ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ122万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,182万円とするものでございます。

事項別明細書85ページをお開きください。

歳入では、第6款繰入金、第1項他会計繰入金において、一般会計からの繰入金を122万円増額いたしております。

86ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正により、第1款総務費、第1項総務管理費の一般管理費において113万円の増額、第2款施設費、第2項施設整備費において9万円の増額をいたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 17 号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第 38 議案第 18 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 1 号

○関洋三議長 次、日程第 38、日程第 18 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 1 号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第 18 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 1 号について御説明申し上げます。

89 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出それぞれ 12 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,132 万円とするものでございます。

事項別明細書 95 ページをお開きください。

歳入では、第 5 款繰入金、第 1 項他会計繰入金において、一般会計からの繰入金を 12 万円増額いたしております。

96 ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第 1 款総務費、第 1 項総務管理費の一般管理費において、人事異動、給与・勤勉手当等の改定に伴う職員人件費の補正により 12 万円を増額いたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 18 号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第 39 議案第 19 号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 1 号

○関洋三議長 続いて、日程第 39、議案第 19 号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 1 号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第 19 号 平成 26 年度まんのう町水道特事業会計補正予算（案）第 1 号について御説明申し上げます。

別添補正予算書の 2 ページ、補正予算実施計画書をお開きください。

資本的収入及び支出科目の収入において、第3款資本的収入、第3項補助金、第3目他会計補助金で2,320万円の増額を行うものでございます。

3ページをお開きください。

支出において、第4款資本的支出、第1項建設改良費、第2目配水設備工事費として1,100万円の増額を行うものでございます。

10ページをお開きください。

内容といたしましては、第3款資本的収入の第3目他会計補助金、がんばる地域交付金として2,320万円の増額、支出といたしまして、11ページの第4款資本的支出、第2目配水設備工事費として県道丸亀三好線、町道木ノ崎久保線、町道杉ノ上秀石の4路線の設計委託料100万円、工事請負費1,000万円、合計1,100万円の補正を行うものでございます。

よろしく御審議、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

続いてですが、あとまだ6つ残しております。ここで一旦休憩をとります。議場の時計で3時50分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時50分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第40 選挙第1号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙について

○関洋三議長 日程第40からまいります。日程第40、選挙第1号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町山林組合同規約第5条第2項及び地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員に、まんのう町七箇 2 7 6 2 番地 2、三好勝利君、続いて、まんのう町塩入 5 4 8 番地 4、和泉光則君、続いて、まんのう町神野 2 6 番地 8、石崎頼久君、続いて、まんのう町真野 1 3 9 0 番地 1、岩井始君、続いて、まんのう町岸上 1 0 2 4 番地、神余修平君、続いて、まんのう町吉野 1 6 9 番地、長野陽君、続いて、まんのう町吉野 2 5 5 2 番地、近藤裕明君、続いて、まんのう町四条 9 8 5 番地 2、栗田八郎君、続いて、まんのう町吉野下 2 9 1 番地 1、秀石謙三君、続いて、まんのう町東高篠 1 4 8 5 番地、高木泰造君、続いて、まんのう町西高篠 3 0 8 番地 4、白川昭一君、続いて、まんのう町公文 6 8 3 番地 3、宮武邦夫君、以上を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました三好勝利君、和泉光則君、石崎頼久君、岩井始君、神余修平君、長野陽君、近藤裕明君、栗田八郎君、秀石謙三君、高木泰造君、白川昭一君、宮武邦夫君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました三好勝利君、和泉光則君、石崎頼久君、岩井始君、神余修平君、長野陽君、近藤裕明君、栗田八郎君、秀石謙三君、高木泰造君、白川昭一君、宮武邦夫君が、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員に当選されました。

議場におられる当選された諸君に、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

議場におられない諸君には、同規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにします。

以上で、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙を終わります。

日程第 4 1 選挙第 2 号 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙について

○関洋三議長 日程第 4 1、選挙第 2 号 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合同規約第 5 条第 2 項及び地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員に、まんのう町七箇 2 7 6 2 番地 2、三好勝利君、続いて、まんのう町塩入 5 4 8 番地 4、和泉光則君、続いて、まんのう町帆山イ 2 6 7 番地、大西周一君、続いて、まんのう町神野 2 6 番地 8、石崎頼久君、続いて、まんのう町真野 1 3 9 0 番地 1、岩井始君、続いて、まんのう町岸上 1 0 2 4 番地、神余修平君、続いて、まんのう町吉野 1 6 9 番地、長野陽君、続いて、まんのう町吉野 2 5 5 2 番地、近藤裕明君、続いて、まんのう町四条 9 8 5 番地 2、栗田八郎君、続いて、まんのう町吉野下 2 9 1 番地 1、秀石謙三君、続いて、まんのう町東高篠 1 4 8 5 番地、高木泰造君、続いて、まんのう町西高篠 3 0 8 番地 4、白川昭一君、続いて、まんのう町公文 6 8 3 番地 3、宮武邦夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました三好勝利君、和泉光則君、大西周一君、石崎頼久君、岩井始君、神余修平君、長野陽君、近藤裕明君、栗田八郎君、秀石謙三君、高木泰造君、白川昭一君、宮武邦夫君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました三好勝利君、和泉光則君、大西周一君、石崎頼久君、岩井始君、神余修平君、長野陽君、近藤裕明君、栗田八郎君、秀石謙三君、高木泰造君、白川昭一君、宮武邦夫君が、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員に当選されました。

議場におられる当選された諸君に、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

議場におられない諸君には、同規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにいたします。

以上で、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙を終わります。

日程第 4 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○関洋三議長 続いて、日程第 4 2、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

ての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦について、次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

住所 まんのう町造田2013番地、氏名 森本直樹、生年月日 昭和20年9月24日生まれ。

人権擁護委員は、人権擁護委員法を根拠として、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在、8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されているところでございます。

また、人権擁護委員の任期は3年ですが、琴南地区、森本直樹氏が平成27年3月31日をもって任期満了になりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き、同氏を人権擁護委員に推薦するものでございます。

同氏は地域において積極的にさまざまな活動に参加し、地域社会で信頼されております。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。

日程第43 発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

○関洋三議長 続いて、日程第43、発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書を、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者は私、田岡秀俊。賛成者は川原茂行議員、松下一美議員であります。

それでは、趣旨説明をいたします。

手話とは、手や指、顔の表情を用いた音声言語とは異なる独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使う聾者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、大切に継承されてきました。

しかしながら、過去には聾学校の教育現場で手話が禁止され、また社会においては手話に対する偏見や手話を使うことの差別がされてきたという歴史があったことから、手話を用いる聾者にとって必要不可欠な情報獲得手段でありコミュニケーション手段である手話言語の社会的な理解は、まだまだ不十分であると言えます。

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広めるため、また、聴覚に障害を持つ人たちが手話を身につけ、手話によりより多くのことを学べ、社会の中で自由に手話を使い意思疎通を図れるようにするためにも、より一層手話を普及啓発し、研究していくためのさまざまな環境整備を法的に行えるよう、手話言語法（仮称）の早急な制定を強く求めるもので、関係行政庁に対し意見書を提出するため提案いたします。

以上で趣旨説明を終わりますが、事情御賢察の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第44 発議第2号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」延長と施策拡充に係る意見書（案）

○関洋三議長 次、日程第44、発議第2号 地域林業・地域振興の確立に向けた

「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、川原茂行君。

○川原茂行議員 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書（案）。

発議第２号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書を、まんのう町議会会議規則第１４条の規定により提出します。

提出者は私、川原茂行。賛成者は松下一美議員、田岡秀俊議員であります。

それでは、提案理由の説明をいたします。

山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とし、山村振興の理念及び振興方策を盛り込んだ「山村振興法」が昭和４０年に制定されました。

山村地域は、国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化防止等、多面的、公益的な役割を果たしておりますが、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備のおくれと過疎化、高齢化に伴う集落機能の低下などの課題を抱え、依然として厳しい状況にあります。

「山村振興法」は法制定後、４回延長され、平成２７年３月末に期限を迎えることから、法律の延長とあわせ、「山村振興法」の目的に地域振興と林業・木材関連産業の振興を位置づけ、就業機会の拡大と雇用確保及び若者定住に向けた条件確保等の施策拡充を求めるよう、地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣ほか各大臣、両院議長に意見書を提出するものであります。

なお、意見書案につきましてはお手元に配付しておりますので、御賛同賜われますようお願いいたします。以上です。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第２号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第４５ 発議第３号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）

○関洋三議長 日程第４５、発議第３号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、川原茂行君。

○川原茂行議員 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書（案）。

発議第３号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書を、まんのう町議会会議規則

第14条の規定により提出します。

提出者は私、川原茂行。賛成者は松下一美議員、田岡秀俊議員であります。

それでは、提案理由の説明をいたします。

我が国の森林・林業施策の基本を定める森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき森林・林業をめぐる情勢の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに更新することとされております。

森林・林業基本計画は、平成18年9月に策定され、森林施業の集約化や路網整備など、森林・林業再生プランの実現に向けた取り組みを推進し、木材自給率50%を目指すとともに、住宅等の再建に必要な木材の安定供給や、木質バイオマス資源の活用により環境負荷の少ない新しいまちづくりに貢献していくこととされております。

しかしながら、森林・林業・木材関連産業の現状は、森林・林業基本計画等に基づき調整策が講じられているものの、関連産業の長引く不況や木材価格の伸び悩み等から厳しい状況にあります。

こうした状況下において、戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中での森林整備の推進、木材利用の拡大などを図っていくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策や実行や、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが必要となっています。

また、林業労働者の労働環境においては、関連産業の厳しい状況を反映し、労働条件が改善されず、労働災害も依然多発するなど悪化しており、安定した林業労働力確保等に向けて早急な対策が必要な状況にあります。

今後においては、このような現状と課題とを踏まえ、森林・林業基本計画等に基づく森林整備地域材利用拡大、林業労働力の確保対策、地球温暖化防止森林吸収源対策などを着実に推進するためにも、国が責任を持って必要とする施策の実行と予算を確保することが不可欠であると考えます。

よって、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか各大臣、両院議長に意見書を提出するものであります。

なお、意見書案につきましてはお手元に配付しておりますので、御賛同賜われますようお願い申し上げます。以上です。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第3号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は明日12月9日、午前9時30分といたします。本議場に御参

集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時15分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 6 年 1 2 月 8 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員